【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年5月12日提出
【計算期間】	第13特定期間(自 2020年8月14日至 2021年2月15日)
【ファンド名】	スマート・クオリティ・オープン（安定型） スマート・クオリティ・オープン（安定成長型） スマート・クオリティ・オープン（成長型）
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川　直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤　晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。
信託金の限度額は、各ファンド　5,000億円です。
＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。
当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表
＜各ファンド＞

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型投信 追加型投信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内　外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信（リート）のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とするものをいう。

属性区分表
＜各ファンド＞

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産（投資信託証券（株式、債券、不動産投信）） 資産複合	年１回 年２回 年４回 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル（日本含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり（フルヘッジ） なし

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

※　ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

該当する属性区分の定義について

その他資産（投資信託証券（株式、債券、不動産投信））	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式、債券、不動産投信に投資する旨の記載があるものをいう。
年４回	目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則*」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

＊　一般社団法人投資信託協会が定める規則です。

※　属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※　商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

［ファンドの目的・特色］

ファンドの目的

信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1 世界各国の株式・債券・リートに分散投資を行います。

◆投資信託証券への投資を通じて、主として「国内株式」、「国内債券」、「国内リート」、「先進国株式」、「先進国債券」、「先進国リート」、「新興国株式」、「新興国債券」の8資産（以下「8資産」ということがあります。）に分散投資を行います。

◆8資産のそれぞれについて、投資対象となる投資信託証券を指定し（以下「指定投資信託証券」といいます。）、その中から選定した投資信託証券に投資します。

◆投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

■ 指定投資信託証券（2021年2月末現在）

投資対象資産	投資対象地域：日本	投資対象地域：先進国	投資対象地域：新興国
株式	●国際 JPX日経インデックス400 オープン（適格機関投資家専用） ●MUAM インデックスファンド TOPIXi（適格機関投資家限定） ●日本株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定） ●i シェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETF	●MUAM 外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定） ●先進国株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定） ●先進国株式クオリティ・インデックスファンド（適格機関投資家限定）	●i シェアーズ MSCI エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティ・ファクター ETF ●i シェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF ●i シェアーズ・コア MSCI エマージング・マーケット ETF
債券	●MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定） ●国内物価連動国債インデックスファンド（適格機関投資家限定） ●MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	●MUAM 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	●i シェアーズ J.P. モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF ●i シェアーズ J.P. モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 UCITS ETF
リート	●国内リートインデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	●先進国リートインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定） ●i シェアーズ グローバル・リート ETF	

※指定投資信託証券は定量・定性の評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券を指定から外したり、新たに投資信託証券（当ファンド設定以降に設定された投資信託証券も含みます。）を指定投資信託証券として指定する場合もあります。

特色2 安定型、安定成長型、成長型の3つのファンドから選択できます。

◆お客様のリスク許容度に応じて、以下の目標リスク水準の異なる3つのファンドをご用意しました。

<各ファンドの目標リスク水準>

- 安定型　：年率標準偏差　5.0%
- 安定成長型　：年率標準偏差　8.0%
- 成長型　：年率標準偏差　12.0%

●目標リスク水準は、各ファンドの変動リスクの目処を表示したもので、各ファンドのポートフォリオを構築する際の目標値として使用します。
（なお、各ファンドの実際のリスク水準が目標リスク水準を上回る場合や下回る場合があります。）
※一般に、リスクが大きい（小さい）ファンドほど期待されるリターンが大きく（小さく）なる傾向があります。（必ずしもこのような関係にならない場合があります。）

●各ファンド間でスイッチングが可能です。
販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。
【スイッチング】各ファンドを換金した受取金額をもって別の各ファンドの購入の申込みを行うことをいいます。

特色3 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 投資顧問部からアドバイスを受け、運用を行います。

◆三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 投資顧問部からのアドバイスを基に、各ファンドについて、8資産の基本資産配分比率を決定し、この比率に基づき、指定投資信託証券の中から選定した投資信託証券に投資を行います。

●定量・定性の評価等を勘案し、8資産についてそれぞれ期待リターンとリスクを推計のうえ、各ファンドの目標リスク水準において最も期待リターンが高くなると期待される8資産の組み合わせを基本資産配分比率として決定します。

●基本資産配分比率の決定は、原則として年1回行います。ただし、基本資産配分比率は市況動向等の事情によっては不定期に見直しを行う場合があります。なお、結果として、基本資産配分比率において一部の資産への配分が行われない場合があります。

●投資信託証券の選定は、投資信託証券の流動性等を勘案して行います。なお、選定する投資信託証券は、適宜見直しを行います。

※上記は、2021年2月末現在の基本資産配分比率の決定プロセスであり、今後、変更される場合があります。
※指定投資信託証券の決定、投資する投資信託証券の選定やリバランス等についても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 投資顧問部からアドバイスを受けます。

「三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 投資顧問部」について
バランス型投信へのアセット・アロケーションのノウハウ提供（投資助言）のほか、個人、年金基金、学校法人、一般事業法人など幅広い顧客との投資一任契約に基づき、資産運用を行っています。

特色4 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1～特色4のような運用ができない場合があります。

特色5 3ヵ月に1回決算を行い、収益の分配を行います。

◆毎年2、5、8、11月の13日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
・委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。
（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

原則として、決算日の基準価額水準が当初元本額10,000円（10,000口当たり）を超えている場合には、当該超えている部分について、分配対象額の範囲内で、全額分配を行います。（資金動向や市況動向等により変更する場合があります。）

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

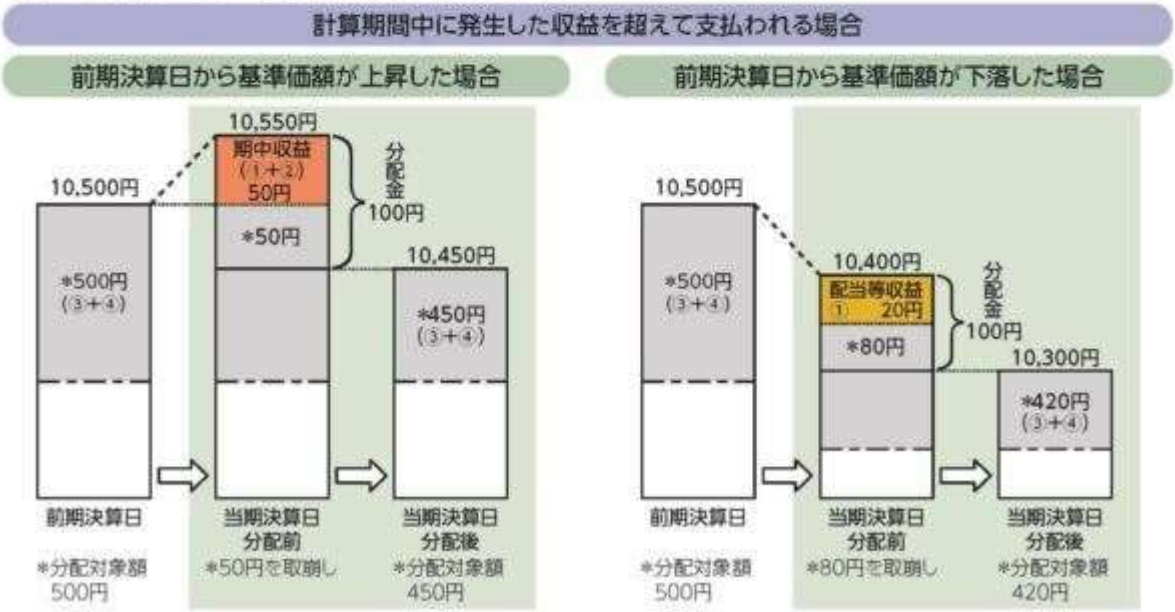

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

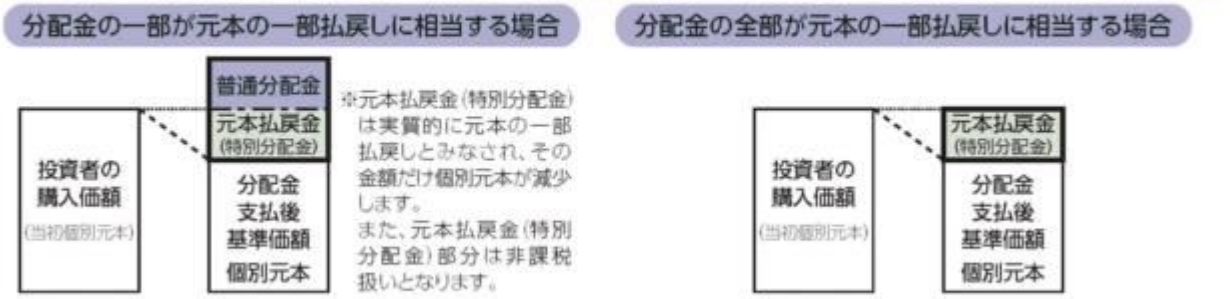

普　通　分　配　金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

当ファンドは、複数の投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

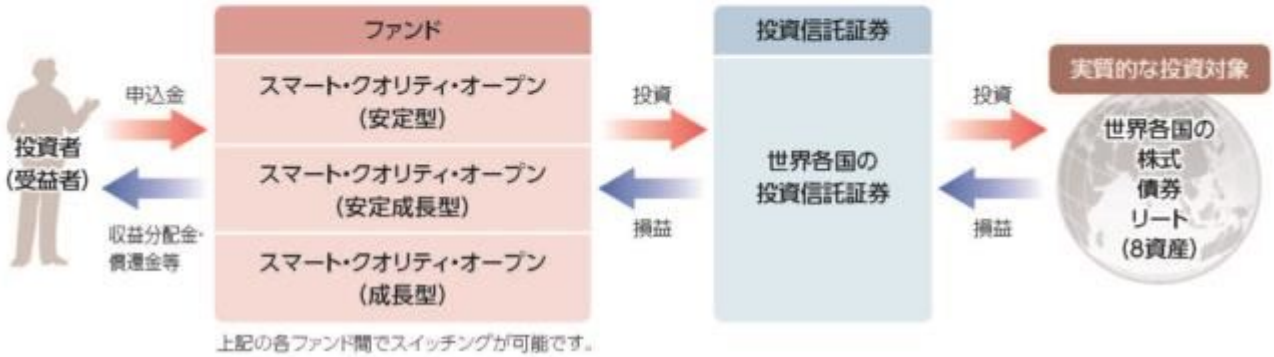

上記の各ファンド間でスイッチングが可能です。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

■ 主な投資制限

投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
株式への投資	株式への直接投資は行いません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
同一投資信託証券への投資	同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

（２）【ファンドの沿革】

2014年11月14日　証券投資信託契約締結、設定、運用開始
2015年7月1日　ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に承継

（３）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

投資↓↑損益

投資対象ファンド

投資↓↑損益

有価証券等

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2021年2月末現在）

・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第404号

・設立年月日
1985年8月1日

・資本金
2,000百万円

・沿革

1997年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

①　基本方針

ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

②　投資態度

ａ．投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券ならびに投資証券および外国投資証券をいいます。以下同じ。）への投資を通じて、実質的に世界各国の株式や債券、リートに分散投資を行い、信託財産の成長を目指します。

ｂ．投資する投資信託証券は、原則として、「国内株式」、「国内債券」、「国内リート」、「先進国株式」、「先進国債券」、「先進国リート」、「新興国株式」、「新興国債券」等の各資産（以下「各資産」といいます。）のそれぞれについて別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から流動性等を勘案して選定します。なお、選定する投資信託証券は適宜見直しを行います。

ｃ．目標リスク水準に応じて各資産の基本資産配分比率を決定し、この比率に基づき、指定投資信託証券の中から選定した投資信託証券に投資を行います。基本資産配分比率の決定は、定量・定性の評価等を用いて定期的に行います。ただし、市況動向等の事情によっては、基本資産配分比率を不定期に見直す場合があります。

ｄ．指定投資信託証券は定量・定性の評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券を指定から外したり、新たに投資信託証券（ファンド設定以降に設定された投資信託証券も含みます。）を指定投資信託証券として指定する場合もあります。

ｅ．投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

ｆ．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ｇ．資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

③　運用の形態等

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

（２）【投資対象】

投資信託証券を主要投資対象とします。

①　投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

ａ．有価証券

ｂ．約束手形

ｃ．金銭債権

②　運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、指定投資信託証券（「(ご参考)■指定投資信託証券の概要」をご参照ください。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

ａ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

ｂ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ｃ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、ａ．およびｂ．の証券または証書の性質を有するもの

ｄ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

ａ．の証券およびｃ．の証券または証書のうちａ．の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

ａ．預金

ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ｃ．コール・ローン

ｄ．手形割引市場において売買される手形

④　特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のａ．からｄ．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（ご参考）

■ 指定投資信託証券の概要

区分	指定投資信託証券の名称	表示通貨	運用会社	信託(管理)報酬率(年率)	ベンチマーク	内容
国内株式	国際 JPX日経インデックス400オープン（適格機関投資家専用）	日本円	三菱UFJ国際投信	0.2200%（税抜0.2000%）	JPX日経インデックス400(配当込み)	日本の株式を主要投資対象として、JPX日経インデックス400(配当込み)に連動する運用成果を目指す投資信託です。
	MUAM インデックスファンドTOPIXi（適格機関投資家限定）	日本円	三菱UFJ国際投信	0.1540%（税抜0.1400%）	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	東京証券取引所第一部に上場されている株式を主要投資対象として、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
	日本株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	日本円	三菱UFJ国際投信	0.2585%（税抜0.2350%）	MSCI日本株最小分散指数(配当込み)	日本の金融商品取引所上場株式を主要投資対象として、MSCI日本株最小分散指数(配当込み)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
	iシェアーズ MSCIジャパン高配当利回りETF（注1）	日本円	ブラックロック・ジャパン	0.2090%（税抜0.1900%）以内	MSCI ジャパン高配当利回りインデックス	日本の株式等を主要投資対象として、MSCIジャパン高配当利回りインデックスに連動する運用成果を目指すETFです。
国内債券	MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	日本円	三菱UFJ国際投信	0.1540%（税抜0.1400%）	NOMURA-BPI総合	円建の債券等(国債、社債等)を主要投資対象として、NOMURA-BPI総合に連動する運用成果を目指す投資信託です。
	国内物価連動国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	日本円	三菱UFJ国際投信	0.2365%（税抜0.2150%）	NOMURA物価連動国債インデックス(フロアあり)	日本の物価連動国債を主要投資対象として、NOMURA物価連動国債インデックス(フロアあり)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
	MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	日本円	三菱UFJ国際投信	0.1540%（税抜0.1400%）	NOMURA−BPI国債 超長期(11−)	日本の国債を主要投資対象として、NOMURA−BPI国債 超長期(11−)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
国内リート	国内リートインデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	日本円	ブラックロック・ジャパン	0.2090%（税抜0.1900%）	S&P日本REIT指数(配当込み)	日本の不動産投資信託証券等を主要投資対象として、S&P日本REIT指数(配当込み)に連動する運用成果を目指す投資信託です。
先進国株式	MUAM 外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	日本円	三菱UFJ国際投信	0.2530%（税抜0.2300%）	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に採用されている株式を主要投資対象として、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
	先進国株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	日本円	三菱UFJ国際投信	0.3300%（税抜0.3000%）	MSCIコクサイ最小分散指数(JPY)(配当込み、円換算ベース)	日本を除く先進国の株式を主要投資対象として、MSCIコクサイ最小分散指数(JPY)(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
	先進国株式クオリティ・インデックスファンド（適格機関投資家限定）	日本円	三菱UFJ国際投信	0.3300%（税抜0.3000%）	MSCIコクサイ・クオリティ指数(配当込み、円換算ベース)	日本を除く先進国の株式を主要投資対象として、MSCIコクサイ・クオリティ指数(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指す投資信託です。
先進国債券	MUAM 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	日本円	三菱UFJ国際投信	0.2090%（税抜0.1900%）	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)	日本を除く先進国の国債等を主要投資対象として、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)に連動する運用成果を目指す投資信託です。

区分	指定投資信託証券の名称	表示通貨	運用会社	信託(管理)報酬率(年率)	ベンチマーク	内容
先進国リート	先進国リートインデックス・ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家限定)	日本円	ブラックロック・ジャパン	0.2475%(税抜0.2250%)	S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み、円換算ベース)	日本を除く先進国の不動産投資信託証券等を主要投資対象として、S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み、円換算ベース)に連動する運用成果を目指す投資信託です。
	iシェアーズ グローバル・リート ETF	米ドル	ブラックロック・グループ	0.14%	FTSE EPRA Nareit グローバル・リート・インデックス	先進国および新興国の不動産投資信託証券等を主要投資対象として、FTSE EPRA Nareitグローバル・リート・インデックスに連動する運用成果を目指すETFです。
新興国株式	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティ・ファクター ETF*	米ドル	ブラックロック・グループ	0.75%以内(注2)	MSCI エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティ・インデックス	新興国の株式等を主要投資対象として、MSCIエマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティ・インデックスに連動する運用成果を目指すETFです。
	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF	米ドル	ブラックロック・グループ	0.75%以内	MSCI エマージング・マーケット・インデックス	新興国の株式等を主要投資対象として、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに連動する運用成果を目指すETFです。
	iシェアーズ・コア MSCI エマージング・マーケット ETF	米ドル	ブラックロック・グループ	0.11%以内(注3)	MSCI エマージング・マーケット・インベスタブル・マーケット・インデックス	新興国の株式等を主要投資対象として、MSCIエマージング・マーケット・インベスタブル・マーケット・インデックスに連動する運用成果を目指すETFです。
新興国債券	iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF	米ドル	ブラックロック・グループ	0.40%以内	J.P.モルガン EMBIグローバル・コア・インデックス	新興国の米ドル建の債券等(国債、社債等)を主要投資対象として、J.P.モルガン EMBIグローバル・コア・インデックスに連動する運用成果を目指すETFです。
	iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 UCITS ETF	米ドル	ブラックロック・グループ	0.45%	J.P.モルガン EMBIグローバル・コア・インデックス	新興国の米ドル建の債券等(国債、社債等)を主要投資対象として、J.P.モルガン EMBIグローバル・コア・インデックスに連動する運用成果を目指すETFです。

※上記の信託(管理)報酬率は今後変更される場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかる場合があります。
※上記のiシェアーズの各投資信託証券については、国内における消費税等相当額はかかりません((注1)の投資信託証券を除く)。
※*は国内未届けの投資信託証券であり、日本語名称は、iシェアーズ®の英文正式名称の直訳を示しています。
※(注2)の信託(管理)報酬率は、2023年12月末までの期間については、運用報酬を含む年間総経費率が0.25%を超えないことになっています(終了日は変更される可能性があります)。
※(注3)の信託(管理)報酬率は、2025年12月末までの期間については、0.11%以内となります(終了日は変更される可能性があります)。
※上記は、2021年2月末時点の指定投資信託証券であり、今後変更になる場合があります。
(出所)運用会社の資料を基に三菱UFJ国際投信作成

■ 指定投資信託証券の対象指数（ベンチマーク）について

●「JPX日経インデックス400（配当込み）」は、株式会社日本取引所グループ及び株式会社東京証券取引所（以下総称して「JPXグループ」という。）並びに株式会社日本経済新聞社（以下「日経」といいます。）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、「JPXグループ」及び「日経」は、「JPX日経インデックス400」自体及び「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。「JPXグループ」及び「日経」は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。本商品は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、「JPXグループ」及び「日経」は、その運用及び本商品の取引に関して、一切の責任を負わない。

●東証株価指数（TOPIX）（配当込み）とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

●NOMURA-BPI総合とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。
NOMURA 物価連動国債インデックス（フロアあり）とは、野村證券株式会社が発表している日本国が発行したフロアありの物価連動国債のパフォーマンスインデックスです。
NOMURA－BPI国債 超長期（11－）とは、野村證券株式会社が発表している日本国が発行した固定利付債（個人向けは対象外）の残存期間11年以上の債券のパフォーマンスインデックスで、NOMURA－BPI国債のサブインデックスです。
当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

●MSCI ジャパン高配当利回りインデックス、MSCIコクサイ・クオリティ指数（配当込み、円換算ベース）、MSCI エマージング・マーケット・ミニマム・ボラティリティ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インベスタブル・マーケット・インデックス、MSCI日本株最小分散指数（配当込み）、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）、MSCIコクサイ最小分散指数（JPY）（配当込み、円換算ベース）（出所:MSCI）。ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をMSCIは何ら保証するものではありません。またその著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

●FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）は、FTSE世界国債インデックス（除く日本）・データに基づき当社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

●J.P. モルガン EMBI グローバル・コア・インデックス:情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものですが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2015, J.P. Morgan Chase &Co. All rights reserved.

●S&P日本REIT指数（配当込み）、S&P先進国REIT指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース）:各指数はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス（S&P DJI）の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社に付与されています。S&P DJIは、各指数の誤り、欠落、または中断に対して一切の責任を負いません。

●FTSE EPRA Nareitグローバル・リート・インデックスとは、先進国および新興国のリート・不動産関連株式の値動きを表す指数です。
FTSE®は、London Stock Exchange Groupの会社が所有する商標であり、NAREIT®はNational Association of Real Estate Investment Trusts（以下「NAREIT」）が所有する商標であり、そしてEPRA®はEuropean Public Real Estate Association（以下「EPRA」）が所有する商標であり、ライセンス契約に基づき、FTSE International Limited（以下「FTSE」）が使用します。
当該指数は、FTSEが算出を行います。FTSE、Euronext N.V.、NAREIT、もしくはEPRAは、本商品のスポンサー、保証、販売促進を行っておらず、さらにいかなる形においても本商品に関わっておらず、一切の責務を負うものではありません。インデックスの価格および構成リストにおける全ての知的所有権はFTSE、Euronext N.V.、NAREIT、そしてEPRAに帰属します。

（３）【運用体制】

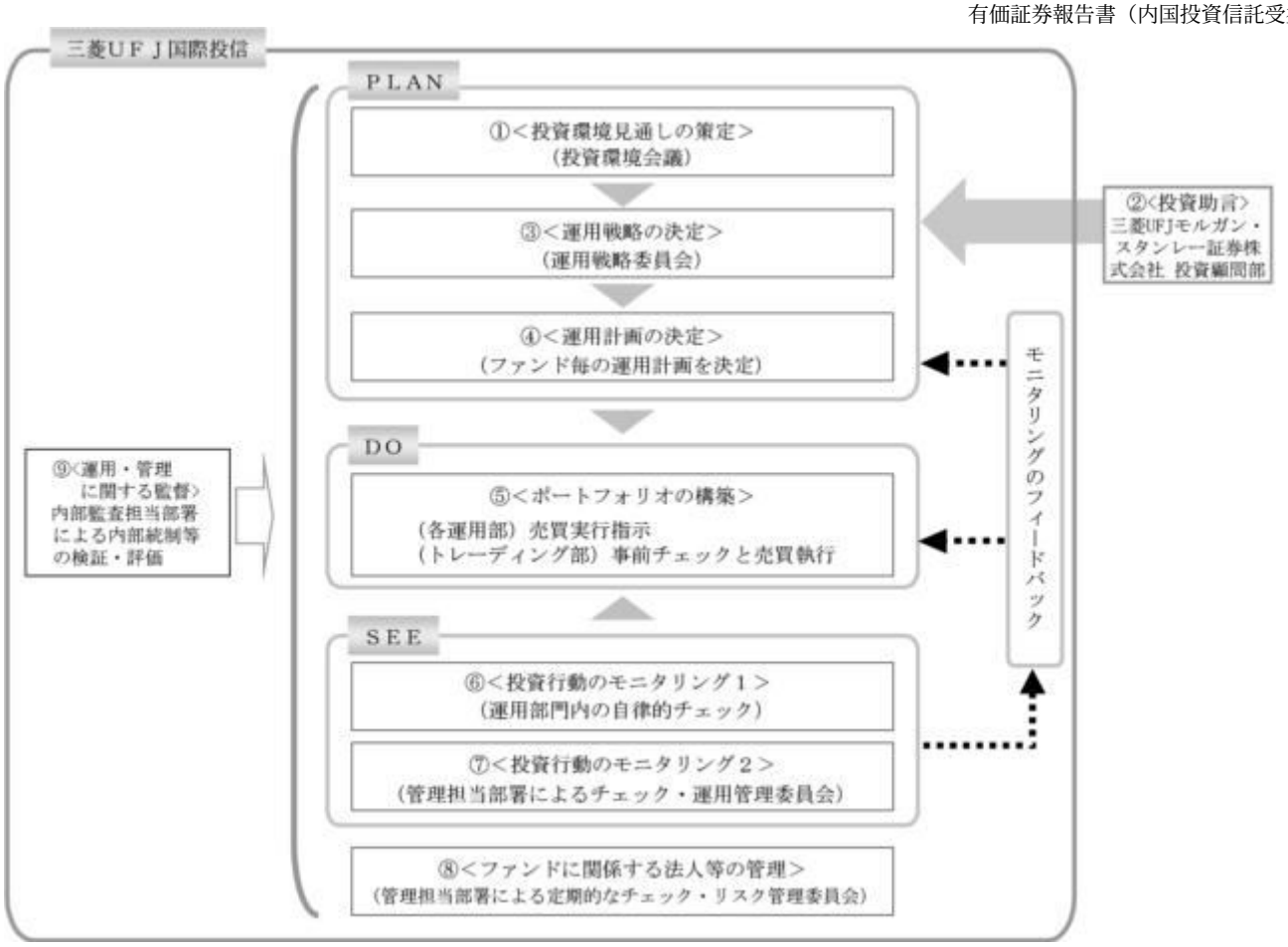

①投資環境見通しの策定
投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②投資助言
当ファンドは、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 投資顧問部（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

③運用戦略の決定
運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通し、および②の投資助言に沿って運用戦略を決定します。

④運用計画の決定
③で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

⑤ポートフォリオの構築
各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑥投資行動のモニタリング１
運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑦投資行動のモニタリング２
運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑧ファンドに関係する法人等の管理
助言元、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑨運用・管理に関する監督
内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健

全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。
なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
「運用担当者に係る事項」　https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html

（４）【分配方針】

①　収益分配方針
毎年２、５、８、11月の13日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

ａ．分配対象収益額の範囲
経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ｂ．分配対象収益についての分配方針
委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

原則として、決算日の基準価額水準が、当初元本額10,000円（10,000口当たり）を超えている場合には、当該超えている部分について、分配対象収益額の範囲内で、全額分配を行います。（資金動向や市況動向等により変更する場合があります。） なお、分配対象収益額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。

ｃ．留保益の運用方針
留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

②　収益分配金の交付

ａ．「分配金受取コース」
収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ｂ．「自動けいぞく投資コース」
収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約＊」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。
＊　販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

③　収益の分配方式

ａ．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
（ａ）配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
（ｂ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

ｂ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

① 投資信託証券への投資制限
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資制限
株式への直接投資は行いません。

③ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限
同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

⑤ 公社債の借入れ
ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
ｂ．当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
ｄ．借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑥ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

⑦ 外国為替予約取引の指図
委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

⑧ 資金の借入れ
ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。
ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
ｄ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑨ 信用リスクの分散規制
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エ

クスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1)　投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。
（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

①　価格変動リスク

・ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には株式を投資対象とする場合があります。株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

・ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的にはリートを投資対象とする場合があります。リートの価格は当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リートの価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

②　金利変動リスク

・ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には債券を投資対象とする場合があります。投資対象としている債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、残存期間の長い債券は金利変動に対する債券価格の感応度が高く、価格変動が大きくなる傾向があります。

・金利上昇時には実質的に投資しているリートの配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リートの価格が下落してファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リートが資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リートの価格や配当率が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

③　為替変動リスク

ファンドは、外貨建の投資信託証券に投資を行う場合や、投資信託証券を通じて、実質的には外貨建資産に投資を行う場合があります。投資対象としている有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

④　信用リスク（デフォルト・リスク）

投資信託証券への投資を通じて、実質的に投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

⑤　カントリー・リスク

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には新興国の株式および債券を投資対象とする場合があります。新興国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リス

ク）により金融・証券市場が混乱して、価格が大きく変動する可能性があります。新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。

・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。

・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。

・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国の株式および債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

⑥　流動性リスク

・有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

・一般的に、金融商品取引所上場の投資信託証券、およびリートや新興国の株式・債券は、市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

⑦　カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

⑧　その他の主な留意点

ａ．指定投資信託証券がベンチマークとしているインデックス（対象指数）が改廃された場合、当該指定投資信託証券の組入れを見直す場合があります。

ｂ．各ファンドについて、受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の１または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

ｃ．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

ｄ．各ファンドの信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として１日１件５億円を超える換金は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

ｅ．当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(2)　投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＜流動性リスクに対する管理体制＞

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

安定型

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

•基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
•年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
•ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

安定成長型

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

•基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
•年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
•ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

成長型

•基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
•年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
•ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。
※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

① ａ．信託報酬の総額は、各ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、次に掲げる率を乗じて得た額とし、日々各ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

	信託報酬率
安定型	年1.430%（税抜 1.300%）
安定成長型	年1.540%（税抜 1.400%）
成長型	年1.650%（税抜 1.500%）

１万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

ｂ．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

② 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

	配分（税抜）			対価として提供する役務の内容
	安定型	安定成長型	成長型	
委託会社	0.570%	0.620%	0.670%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.700%	0.750%	0.800%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.030%	0.030%	0.030%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

③ 前記の他に各ファンドが投資対象とする指定投資信託証券に関しても信託（管理）報酬等がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率※は、以下の通りです。

	実質的な信託報酬率
安定型	年率1.680%±0.10%程度（税込）
安定成長型	年率1.790%±0.10%程度（税込）
成長型	年率1.900%±0.10%程度（税込）

※ 実質的な信託報酬率は、各ファンドが投資対象とする投資信託証券における信託（管理）報酬率を含めた実質的な信託報酬率を、各ファンドの資産配分比率に基づき算出したものです（2021年2月末現在）。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があることなどから、実質的な信託報酬率は変動することがあり、あらかじめ上限額等を記載することができません。そのため、「実質的

な信託報酬率」は概算で表示しています。

※　各ファンドが投資対象とする指定投資信託証券の信託（管理）報酬率の詳細については、「(ご参考)■指定投資信託証券の概要」をご参照ください。

（４）【その他の手数料等】

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）およびジュニアＮＩＳＡ（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。ＮＩＳＡおよびジュニアＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当

する方が対象となります。なお、確定拠出年金制度を通じて公募株式投資信託などを購入する場合は、ＮＩＳＡおよびジュニアＮＩＳＡをご利用になれません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は2021年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【スマート・クオリティ・オープン（安定型）】

（１）【投資状況】

令和 3年 2月26日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	79,287,387,437	95.30
投資証券	アメリカ	2,680,797,408	3.22
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	1,232,668,733	1.48
純資産総額		83,200,853,578	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

令和 3年 2月26日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	投資信託受益証券	ＭＵＡＭ 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	23,145,699,241	1.2453	28,823,339,264	1.2368	28,626,600,821	34.41
日本	投資信託受益証券	ＭＵＫＡＭ 日本超長期国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	12,912,229,888	0.9992	12,901,900,104	0.9849	12,717,255,216	15.29
日本	投資信託受益証券	国内物価連動国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	10,430,443,740	0.9637	10,051,818,632	0.9611	10,024,699,478	12.05
日本	投資信託受益証券	ＭＵＡＭ 外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	2,737,703,370	2.3933	6,552,145,475	2.4281	6,647,417,552	7.99
日本	投資信託受益証券	日本株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	4,547,687,197	1.3852	6,299,456,305	1.3627	6,197,133,343	7.45
日本	投資信託受益証券	ＭＵＡＭ インデックスファンドＴＯＰＩＸｉ（適格機関投資家限定）	3,619,144,926	1.6864	6,103,492,483	1.6703	6,045,057,769	7.27
日本	投資信託受益証券	先進国株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	2,252,374,445	1.4664	3,302,881,886	1.4581	3,284,187,178	3.95
日本	投資信託受益証券	先進国株式クオリティ・インデックスファンド（適格機関投資家限定）	2,173,612,103	1.498	3,256,070,930	1.5054	3,272,155,659	3.93
日本	投資信託受益証券	国内リートインデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	983,225,180	1.3659	1,342,987,273	1.4158	1,392,050,209	1.67
アメリカ	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	477,706	2,655.18	1,268,399,000	2,677.50	1,279,057,815	1.54
日本	投資信託受益証券	ＭＵＡＭ 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	744,322,163	1.4545	1,082,616,586	1.4521	1,080,830,212	1.30
アメリカ	投資証券	ISHARES JPM USD EM BND USD A	1,181,500	639.62	755,716,938	619.86	732,367,544	0.88
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMERGING MARKET	59,836	6,141.24	367,467,834	5,786.37	346,233,534	0.42
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	48,267	6,910.50	333,549,104	6,694.81	323,138,515	0.39

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年 2月26日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	95.30

投資証券	3.22
合計	98.52

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年2月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日　（平成27年 2月13日）	40,501,494,646	40,955,102,592	10,000	10,112
第2計算期間末日　（平成27年 5月13日）	71,158,737,862	71,742,217,335	10,000	10,082
第3計算期間末日　（平成27年 8月13日）	96,019,283,968	97,075,418,400	10,001	10,111
第4計算期間末日　（平成27年11月13日）	102,665,342,665	102,665,342,665	9,906	9,906
第5計算期間末日　（平成28年 2月15日）	103,756,331,003	103,756,331,003	9,483	9,483
第6計算期間末日　（平成28年 5月13日）	104,228,049,396	104,228,049,396	9,871	9,871
第7計算期間末日　（平成28年 8月15日）	95,706,984,445	95,706,984,445	9,780	9,780
第8計算期間末日　（平成28年11月14日）	85,914,140,071	85,914,140,071	9,716	9,716
第9計算期間末日　（平成29年 2月13日）	75,192,479,040	75,192,479,040	9,905	9,905
第10計算期間末日　（平成29年 5月15日）	69,044,352,584	69,348,160,442	10,000	10,044
第11計算期間末日　（平成29年 8月14日）	69,372,057,220	69,372,057,220	9,992	9,992
第12計算期間末日　（平成29年11月13日）	73,391,958,511	75,219,492,620	10,000	10,249
第13計算期間末日　（平成30年 2月13日）	88,132,547,756	88,132,547,756	9,823	9,823
第14計算期間末日　（平成30年 5月14日）	96,608,980,403	96,608,980,403	9,986	9,986
第15計算期間末日　（平成30年 8月13日）	96,393,851,522	96,393,851,522	9,930	9,930
第16計算期間末日　（平成30年11月13日）	97,184,157,014	97,184,157,014	9,889	9,889
第17計算期間末日　（平成31年 2月13日）	96,144,250,828	96,144,250,828	9,853	9,853
第18計算期間末日　（令和 1年 5月13日）	93,420,746,985	93,420,746,985	9,920	9,920
第19計算期間末日　（令和 1年 8月13日）	91,554,172,093	91,728,125,098	10,000	10,019
第20計算期間末日　（令和 1年11月13日）	86,381,829,145	87,712,159,521	10,000	10,154
第21計算期間末日　（令和 2年 2月13日）	86,337,478,549	88,055,522,554	10,000	10,199
第22計算期間末日　（令和 2年 5月13日）	81,437,203,503	81,437,203,503	9,199	9,199

第23計算期間末日　（令和 2年 8月13日）	83,495,567,418	83,495,567,418	9,382	9,382
第24計算期間末日　（令和 2年11月13日）	84,263,162,596	84,263,162,596	9,527	9,527
第25計算期間末日　（令和 3年 2月15日）	83,946,587,583	83,946,587,583	9,752	9,752
令和 2年 2月末日	86,507,883,668	—	9,804	—
3月末日	81,309,436,983	—	9,198	—
4月末日	81,370,307,621	—	9,209	—
5月末日	82,227,251,189	—	9,279	—
6月末日	81,823,063,478	—	9,224	—
7月末日	82,737,294,130	—	9,300	—
8月末日	84,022,147,571	—	9,434	—
9月末日	83,495,798,435	—	9,390	—
10月末日	81,928,500,888	—	9,253	—
11月末日	84,186,560,477	—	9,557	—
12月末日	84,253,501,662	—	9,626	—
令和 3年 1月末日	83,370,219,936	—	9,639	—
2月末日	83,200,853,578	—	9,701	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	112円
第2計算期間	82円
第3計算期間	110円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	44円
第11計算期間	0円
第12計算期間	249円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円
第19計算期間	19円
第20計算期間	154円
第21計算期間	199円

第22計算期間	0円
第23計算期間	0円
第24計算期間	0円
第25計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1計算期間	1.12
第2計算期間	0.82
第3計算期間	1.11
第4計算期間	△0.94
第5計算期間	△4.27
第6計算期間	4.09
第7計算期間	△0.92
第8計算期間	△0.65
第9計算期間	1.94
第10計算期間	1.40
第11計算期間	△0.08
第12計算期間	2.57
第13計算期間	△1.77
第14計算期間	1.65
第15計算期間	△0.56
第16計算期間	△0.41
第17計算期間	△0.36
第18計算期間	0.67
第19計算期間	0.99
第20計算期間	1.54
第21計算期間	1.99
第22計算期間	△8.01
第23計算期間	1.98
第24計算期間	1.54
第25計算期間	2.36

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	41,276,745,303	776,035,798	40,500,709,505
第2計算期間	33,298,485,883	2,643,162,040	71,156,033,348

第3計算期間	31,026,448,870	6,170,261,081	96,012,221,137
第4計算期間	17,665,875,093	10,036,381,902	103,641,714,328
第5計算期間	14,629,217,684	8,853,084,023	109,417,847,989
第6計算期間	6,837,054,395	10,664,900,636	105,590,001,748
第7計算期間	4,947,712,652	12,677,885,201	97,859,829,199
第8計算期間	3,532,448,430	12,967,528,216	88,424,749,413
第9計算期間	5,144,625,349	17,656,724,710	75,912,650,052
第10計算期間	7,384,873,973	14,250,283,393	69,047,240,632
第11計算期間	12,052,583,672	11,669,811,026	69,430,013,278
第12計算期間	15,211,428,650	11,246,497,774	73,394,944,154
第13計算期間	22,564,214,223	6,242,333,114	89,716,825,263
第14計算期間	12,120,331,282	5,091,361,697	96,745,794,848
第15計算期間	9,466,144,463	9,143,101,354	97,068,837,957
第16計算期間	6,367,842,122	5,159,979,457	98,276,700,622
第17計算期間	3,000,659,318	3,696,295,085	97,581,064,855
第18計算期間	3,052,614,946	6,456,136,099	94,177,543,702
第19計算期間	2,567,784,957	5,191,115,326	91,554,213,333
第20計算期間	2,120,349,151	7,289,473,075	86,385,089,409
第21計算期間	3,538,362,790	3,589,582,590	86,333,869,609
第22計算期間	3,881,901,354	1,683,125,912	88,532,645,051
第23計算期間	1,807,541,134	1,348,606,985	88,991,579,200
第24計算期間	2,157,006,722	2,702,540,030	88,446,045,892
第25計算期間	1,972,809,552	4,338,379,723	86,080,475,721

【スマート・クオリティ・オープン（安定成長型）】

（１）【投資状況】

令和 3年 2月26日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	17,589,717,413	92.38
投資証券	アメリカ	1,083,889,012	5.69
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	―	367,303,066	1.93
純資産総額		19,040,909,491	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

令和 3年 2月26日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	投資信託受益証券	MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	3,528,092,312	1.2452	4,393,219,850	1.2368	4,363,544,571	22.92
日本	投資信託受益証券	MUAM 外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	925,858,376	2.3933	2,215,856,851	2.4281	2,248,076,722	11.81
日本	投資信託受益証券	MUAM インデックスファンドＴＯＰＩＸｉ（適格機関投資家限定）	1,297,019,534	1.6864	2,187,353,432	1.6703	2,166,411,727	11.38
日本	投資信託受益証券	日本株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	1,555,161,013	1.3852	2,154,209,035	1.3627	2,119,217,912	11.13
日本	投資信託受益証券	MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	1,989,594,500	0.9989	1,987,554,181	0.9849	1,959,551,623	10.29
日本	投資信託受益証券	国内物価連動国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	1,546,919,576	0.9637	1,490,766,395	0.9611	1,486,744,404	7.81
日本	投資信託受益証券	先進国株式クオリティ・インデックスファンド（適格機関投資家限定）	775,997,517	1.498	1,162,444,280	1.5054	1,168,186,662	6.14
日本	投資信託受益証券	先進国株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	760,420,533	1.4664	1,115,080,669	1.4581	1,108,769,179	5.82
日本	投資信託受益証券	国内リートインデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	494,842,866	1.3659	675,905,870	1.4158	700,598,529	3.68
アメリカ	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	187,063	2,655.18	496,687,339	2,677.49	500,861,182	2.63
アメリカ	投資証券	ISHARES JPM USD EM BND USD A	467,500	639.62	299,024,687	619.86	289,785,719	1.52
日本	投資信託受益証券	MUAM 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	137,713,901	1.4545	200,304,869	1.4521	199,974,355	1.05
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMERGING MARKET	25,857	6,141.24	158,794,301	5,786.37	149,618,298	0.79
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	21,453	6,910.50	148,250,957	6,694.81	143,623,813	0.75
日本	投資信託受益証券	先進国リートインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	60,069,773	1.1066	66,473,210	1.1427	68,641,729	0.36

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年 2月26日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	92.38
投資証券	5.69
合計	98.07

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年2月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日　（平成27年 2月13日）	4,987,004,837	5,088,231,871	10,001	10,204
第2計算期間末日　（平成27年 5月13日）	9,976,666,885	10,147,262,590	10,000	10,171
第3計算期間末日　（平成27年 8月13日）	16,907,453,550	17,145,825,773	10,001	10,142
第4計算期間末日　（平成27年11月13日）	20,501,984,005	20,501,984,005	9,826	9,826
第5計算期間末日　（平成28年 2月15日）	20,906,424,707	20,906,424,707	9,015	9,015
第6計算期間末日　（平成28年 5月13日）	21,999,557,641	21,999,557,641	9,492	9,492
第7計算期間末日　（平成28年 8月15日）	21,581,152,293	21,581,152,293	9,378	9,378
第8計算期間末日　（平成28年11月14日）	20,341,147,755	20,341,147,755	9,344	9,344
第9計算期間末日　（平成29年 2月13日）	19,165,359,776	19,165,359,776	9,788	9,788
第10計算期間末日　（平成29年 5月15日）	18,636,256,749	18,645,574,518	10,000	10,005
第11計算期間末日　（平成29年 8月14日）	17,258,930,603	17,258,930,603	9,998	9,998
第12計算期間末日　（平成29年11月13日）	16,390,155,724	17,058,871,690	10,000	10,408
第13計算期間末日　（平成30年 2月13日）	18,427,573,546	18,427,573,546	9,736	9,736
第14計算期間末日　（平成30年 5月14日）	19,994,986,537	19,994,986,537	9,981	9,981
第15計算期間末日　（平成30年 8月13日）	19,659,362,985	19,659,362,985	9,965	9,965
第16計算期間末日　（平成30年11月13日）	20,763,624,674	20,763,624,674	9,923	9,923
第17計算期間末日　（平成31年 2月13日）	20,642,855,179	20,642,855,179	9,786	9,786
第18計算期間末日　（令和 1年 5月13日）	20,101,879,279	20,101,879,279	9,881	9,881
第19計算期間末日　（令和 1年 8月13日）	20,065,471,660	20,065,471,660	9,917	9,917
第20計算期間末日　（令和 1年11月13日）	19,143,118,141	19,732,744,045	10,000	10,308
第21計算期間末日　（令和 2年 2月13日）	19,208,732,457	19,792,698,482	10,000	10,304
第22計算期間末日　（令和 2年 5月13日）	17,515,426,801	17,515,426,801	8,905	8,905
第23計算期間末日　（令和 2年 8月13日）	18,331,328,114	18,331,328,114	9,264	9,264
第24計算期間末日　（令和 2年11月13日）	18,758,115,415	18,758,115,415	9,507	9,507
第25計算期間末日　（令和 3年 2月15日）	19,136,367,605	19,136,367,605	9,901	9,901
令和 2年 2月末日	18,946,417,099	—	9,667	—
3月末日	17,233,028,088	—	8,777	—
4月末日	17,471,069,034	—	8,898	—
5月末日	17,856,760,452	—	9,055	—
6月末日	17,752,592,099	—	9,003	—
7月末日	18,080,560,541	—	9,122	—
8月末日	18,559,679,643	—	9,359	—
9月末日	18,328,150,965	—	9,281	—

10月末日	17,926,756,623	—	9,079	—
11月末日	18,609,360,156	—	9,552	—
12月末日	18,831,473,292	—	9,666	—
令和 3年 1月末日	18,805,881,551	—	9,702	—
2月末日	19,040,909,491	—	9,870	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	203円
第2計算期間	171円
第3計算期間	141円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	5円
第11計算期間	0円
第12計算期間	408円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円
第19計算期間	0円
第20計算期間	308円
第21計算期間	304円
第22計算期間	0円
第23計算期間	0円
第24計算期間	0円
第25計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1計算期間	2.04
第2計算期間	1.69
第3計算期間	1.42

第4計算期間	△1.74
第5計算期間	△8.25
第6計算期間	5.29
第7計算期間	△1.20
第8計算期間	△0.36
第9計算期間	4.75
第10計算期間	2.21
第11計算期間	△0.02
第12計算期間	4.10
第13計算期間	△2.64
第14計算期間	2.51
第15計算期間	△0.16
第16計算期間	△0.42
第17計算期間	△1.38
第18計算期間	0.97
第19計算期間	0.36
第20計算期間	3.94
第21計算期間	3.04
第22計算期間	△10.95
第23計算期間	4.03
第24計算期間	2.62
第25計算期間	4.14

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	5,004,031,814	17,478,392	4,986,553,422
第2計算期間	5,198,561,354	208,757,727	9,976,357,049
第3計算期間	7,644,166,485	714,692,093	16,905,831,441
第4計算期間	5,150,984,571	1,190,776,736	20,866,039,276
第5計算期間	3,563,492,072	1,238,260,231	23,191,271,117
第6計算期間	1,275,820,677	1,289,888,505	23,177,203,289
第7計算期間	1,134,233,450	1,299,836,866	23,011,599,873
第8計算期間	514,098,797	1,755,579,102	21,770,119,568
第9計算期間	769,808,987	2,959,018,028	19,580,910,527
第10計算期間	1,336,998,187	2,282,369,676	18,635,539,038
第11計算期間	1,682,261,339	3,055,993,219	17,261,807,158
第12計算期間	1,894,037,748	2,765,747,697	16,390,097,209
第13計算期間	3,818,841,004	1,281,425,932	18,927,512,281
第14計算期間	1,845,110,431	738,781,592	20,033,841,120

第15計算期間	1,153,417,402	1,458,818,596	19,728,439,926
第16計算期間	2,442,450,091	1,245,561,809	20,925,328,208
第17計算期間	831,681,176	661,872,874	21,095,136,510
第18計算期間	1,180,195,545	1,931,743,497	20,343,588,558
第19計算期間	801,278,755	911,233,364	20,233,633,949
第20計算期間	518,468,928	1,608,404,665	19,143,698,212
第21計算期間	1,431,546,111	1,365,835,581	19,209,408,742
第22計算期間	1,093,089,190	632,336,350	19,670,161,582
第23計算期間	594,718,398	478,095,921	19,786,784,059
第24計算期間	657,567,967	713,004,212	19,731,347,814
第25計算期間	655,677,399	1,060,034,114	19,326,991,099

【スマート・クオリティ・オープン（成長型）】

（１）【投資状況】

令和 3年 2月26日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	8,213,514,725	90.04
投資証券	アメリカ	752,387,643	8.25
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	155,694,319	1.71
純資産総額		9,121,596,687	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

令和 3年 2月26日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	投資信託受益証券	MUAM 外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	619,932,515	2.3933	1,483,684,488	2.4281	1,505,258,139	16.50
日本	投資信託受益証券	MUAM インデックスファンドTOPIXｉ（適格機関投資家限定）	877,703,488	1.6864	1,480,199,536	1.6703	1,466,028,136	16.07
日本	投資信託受益証券	日本株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	1,071,659,548	1.3852	1,484,462,805	1.3627	1,460,350,466	16.01
日本	投資信託受益証券	MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	676,386,933	1.245	842,116,544	1.2368	836,555,358	9.17
日本	投資信託受益証券	先進国株式クオリティ・インデックスファンド（適格機関投資家限定）	501,569,969	1.498	751,351,813	1.5054	755,063,431	8.28
日本	投資信託受益証券	先進国株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	505,688,880	1.4664	741,542,173	1.4581	737,344,955	8.08

日本	投資信託受益証券	国内リートインデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	380,909,829	1.3659	520,284,735	1.4158	539,292,135	5.91
日本	投資信託受益証券	ＭＵＫＡＭ 日本超長期国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	398,844,779	0.9984	398,241,735	0.9849	392,822,222	4.31
アメリカ	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	118,635	2,655.18	314,998,169	2,677.49	317,645,212	3.48
日本	投資信託受益証券	国内物価連動国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	316,850,114	0.9636	305,319,062	0.9611	304,524,644	3.34
アメリカ	投資証券	ISHARES JPM USD EM BND USD A	349,000	639.62	223,229,124	619.86	216,332,012	2.37
日本	投資信託受益証券	先進国リートインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	114,889,313	1.1066	127,136,513	1.1427	131,284,017	1.44
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMERGING MARKET	19,258	6,141.25	118,268,193	5,786.37	111,434,010	1.22
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	15,979	6,910.49	110,422,879	6,694.81	106,976,409	1.17
日本	投資信託受益証券	ＭＵＡＭ 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	58,529,869	1.4545	85,131,694	1.4521	84,991,222	0.93

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年 2月26日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	90.04
投資証券	8.25
合計	98.29

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年2月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日　（平成27年 2月13日）	4,170,331,230	4,299,183,674	10,001	10,310
第2計算期間末日　（平成27年 5月13日）	6,662,646,171	6,851,863,946	10,000	10,284
第3計算期間末日　（平成27年 8月13日）	12,236,579,306	12,462,943,975	10,001	10,186
第4計算期間末日　（平成27年11月13日）	15,155,245,372	15,155,245,372	9,728	9,728

第5計算期間末日　(平成28年 2月15日)	14,529,559,835	14,529,559,835	8,482	8,482
第6計算期間末日　(平成28年 5月13日)	15,621,098,597	15,621,098,597	9,049	9,049
第7計算期間末日　(平成28年 8月15日)	14,540,820,270	14,540,820,270	8,905	8,905
第8計算期間末日　(平成28年11月14日)	13,827,688,739	13,827,688,739	8,905	8,905
第9計算期間末日　(平成29年 2月13日)	13,351,049,122	13,351,049,122	9,641	9,641
第10計算期間末日　(平成29年 5月15日)	12,348,925,869	12,348,925,869	9,949	9,949
第11計算期間末日　(平成29年 8月14日)	10,072,434,476	10,072,434,476	9,948	9,948
第12計算期間末日　(平成29年11月13日)	8,791,707,924	9,266,452,814	10,000	10,540
第13計算期間末日　(平成30年 2月13日)	9,466,784,790	9,466,784,790	9,617	9,617
第14計算期間末日　(平成30年 5月14日)	10,222,610,263	10,222,610,263	9,967	9,967
第15計算期間末日　(平成30年 8月13日)	9,918,910,107	9,924,861,246	10,000	10,006
第16計算期間末日　(平成30年11月13日)	10,141,390,271	10,141,390,271	9,948	9,948
第17計算期間末日　(平成31年 2月13日)	10,146,041,202	10,146,041,202	9,683	9,683
第18計算期間末日　(令和 1年 5月13日)	9,640,644,902	9,640,644,902	9,826	9,826
第19計算期間末日　(令和 1年 8月13日)	9,382,596,430	9,382,596,430	9,793	9,793
第20計算期間末日　(令和 1年11月13日)	8,894,099,580	9,323,698,145	10,000	10,483
第21計算期間末日　(令和 2年 2月13日)	9,147,961,628	9,545,915,083	10,000	10,435
第22計算期間末日　(令和 2年 5月13日)	8,308,605,943	8,308,605,943	8,492	8,492
第23計算期間末日　(令和 2年 8月13日)	9,014,621,761	9,014,621,761	9,046	9,046
第24計算期間末日　(令和 2年11月13日)	9,172,093,745	9,172,093,745	9,412	9,412
第25計算期間末日　(令和 3年 2月15日)	9,230,703,510	9,230,703,510	9,999	9,999
令和 2年 2月末日	8,996,181,168	—	9,498	—
3月末日	8,004,034,197	—	8,249	—
4月末日	8,249,228,257	—	8,459	—
5月末日	8,573,946,718	—	8,718	—
6月末日	8,560,513,568	—	8,668	—
7月末日	8,774,683,669	—	8,834	—
8月末日	9,092,787,604	—	9,193	—
9月末日	8,851,965,648	—	9,073	—
10月末日	8,563,105,724	—	8,793	—
11月末日	9,053,366,645	—	9,473	—
12月末日	9,053,883,155	—	9,639	—
令和 3年 1月末日	8,989,951,819	—	9,702	—
2月末日	9,121,596,687	—	9,993	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	309円
第2計算期間	284円
第3計算期間	185円

第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	540円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	6円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円
第19計算期間	0円
第20計算期間	483円
第21計算期間	435円
第22計算期間	0円
第23計算期間	0円
第24計算期間	0円
第25計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1計算期間	3.10
第2計算期間	2.82
第3計算期間	1.86
第4計算期間	△2.72
第5計算期間	△12.80
第6計算期間	6.68
第7計算期間	△1.59
第8計算期間	0.00
第9計算期間	8.26
第10計算期間	3.19
第11計算期間	△0.01
第12計算期間	5.95
第13計算期間	△3.83
第14計算期間	3.63
第15計算期間	0.39

第16計算期間	△0.52
第17計算期間	△2.66
第18計算期間	1.47
第19計算期間	△0.33
第20計算期間	7.04
第21計算期間	4.35
第22計算期間	△15.08
第23計算期間	6.52
第24計算期間	4.04
第25計算期間	6.23

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	5,220,414,863	1,050,432,853	4,169,982,010
第2計算期間	3,790,816,644	1,298,200,910	6,662,597,744
第3計算期間	7,042,960,438	1,469,630,099	12,235,928,083
第4計算期間	4,596,880,782	1,254,405,008	15,578,403,857
第5計算期間	3,013,222,392	1,461,633,098	17,129,993,151
第6計算期間	974,850,093	841,105,836	17,263,737,408
第7計算期間	1,043,144,972	1,978,813,178	16,328,069,202
第8計算期間	722,029,814	1,522,520,698	15,527,578,318
第9計算期間	1,080,539,397	2,759,749,763	13,848,367,952
第10計算期間	1,356,218,053	2,791,768,924	12,412,817,081
第11計算期間	860,505,577	3,148,036,249	10,125,286,409
第12計算期間	1,102,181,525	2,435,895,893	8,791,572,041
第13計算期間	2,081,214,446	1,028,480,233	9,844,306,254
第14計算期間	1,356,385,322	944,102,742	10,256,588,834
第15計算期間	822,945,302	1,160,968,734	9,918,565,402
第16計算期間	1,076,466,089	800,988,610	10,194,042,881
第17計算期間	524,426,334	240,350,289	10,478,118,926
第18計算期間	334,643,653	1,001,164,019	9,811,598,560
第19計算期間	418,348,554	648,805,320	9,581,141,794
第20計算期間	360,380,400	1,047,141,956	8,894,380,238
第21計算期間	929,578,874	675,603,818	9,148,355,294
第22計算期間	918,632,079	283,444,521	9,783,542,852
第23計算期間	481,019,425	298,920,585	9,965,641,692
第24計算期間	380,127,312	600,770,605	9,744,998,399
第25計算期間	322,275,893	835,650,120	9,231,624,172

≪参考情報≫

運用実績

2021年2月26日現在

安定型

■ 基準価額・純資産の推移 2014年11月14日(設定日)～2021年2月26日

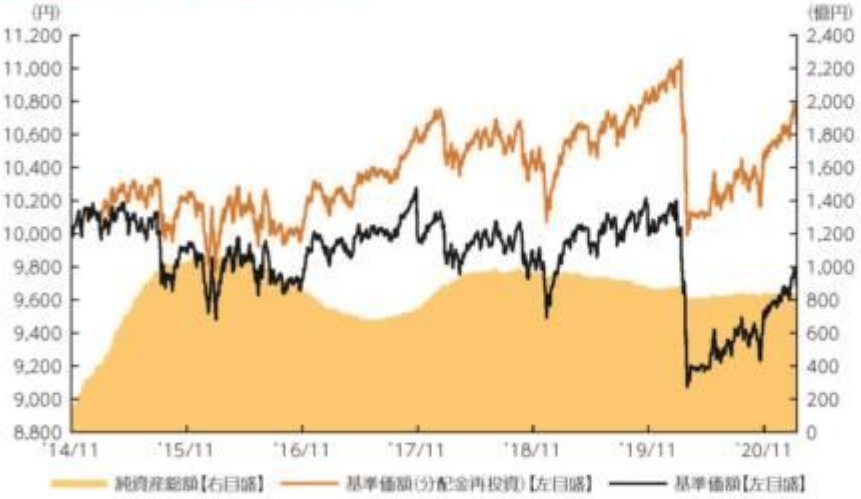

•基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
•基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	9,701円
純資産総額	832.0億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2021年２月	0円
2020年11月	0円
2020年８月	0円
2020年５月	0円
2020年２月	199円
2019年11月	154円
直近1年間累計	0円
設定来累計	969円

•分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

資産構成	比率
MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	34.4%
MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	15.3%
国内物価連動国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	12.0%
MUAM 外国株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)	8.0%
日本株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	7.4%
MUAM インデックスファンドTOPIX(適格機関投資家限定)	7.3%
その他	14.1%
コールローン他 (負債控除後)	1.5%
合計	100.0%

•比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■ 年間収益率の推移

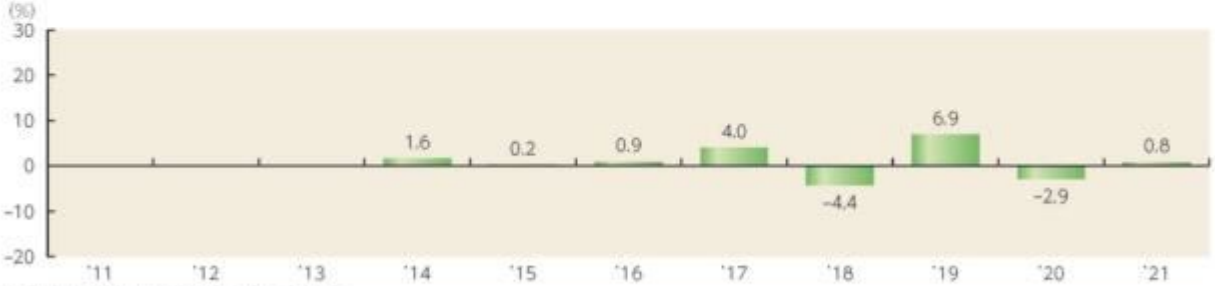

•収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
•2014年は設定日から年末までの、2021年は年初から2月26日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

安定成長型

■ 基準価額・純資産の推移 2014年11月14日(設定日)～2021年2月26日

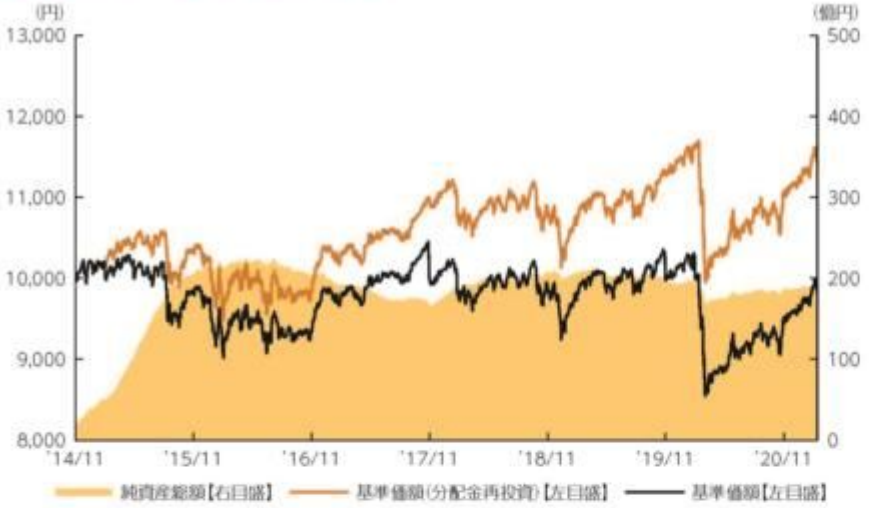

•基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
•基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	9,870円
純資産総額	190.4億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2021年２月	0円
2020年11月	0円
2020年８月	0円
2020年５月	0円
2020年２月	304円
2019年11月	308円
直近1年間累計	0円
設定来累計	1,540円

•分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

資産構成	比率
MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	22.9%
MUAM 外国株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)	11.8%
MUAM インデックスファンドTOPIXi(適格機関投資家限定)	11.4%
日本株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	11.1%
MUKAM 日本超長期国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	10.3%
国内物価連動国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	7.8%
その他	22.7%
コールローン他 (負債控除後)	2.0%
合計	100.0%

•比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■ 年間収益率の推移

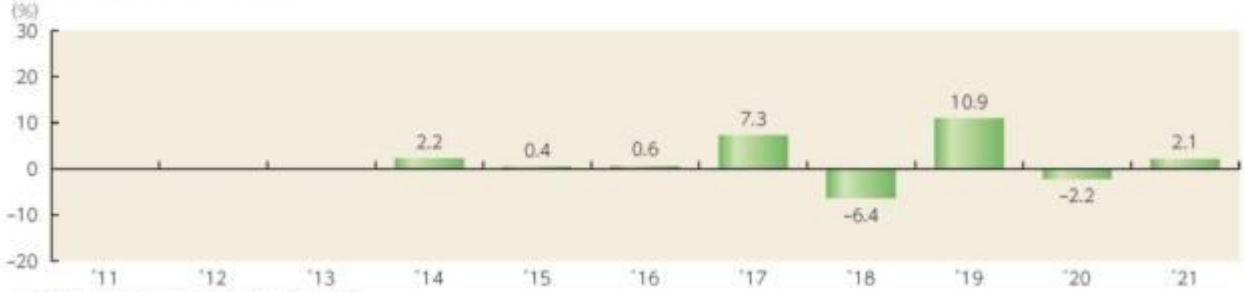

•収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
•2014年は設定日から年末までの、2021年は年初から2月26日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

成長型

■ 基準価額・純資産の推移 2014年11月14日(設定日)～2021年2月26日

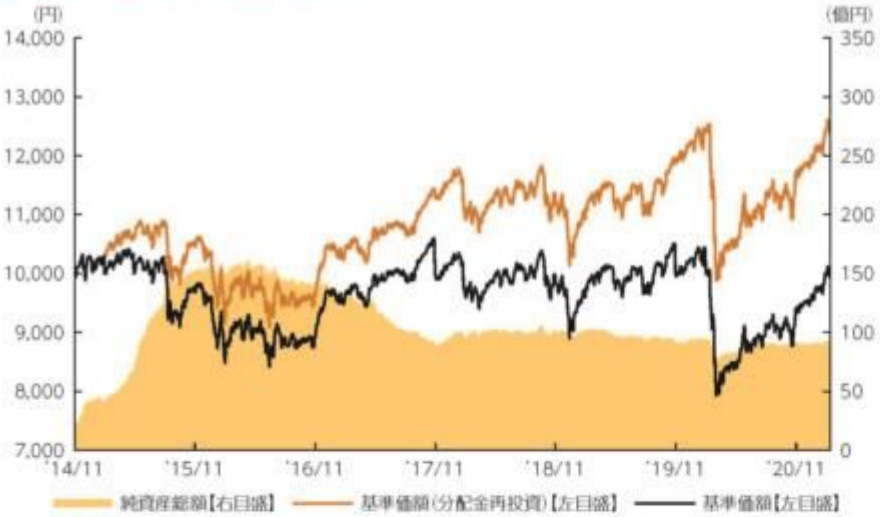

•基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
•基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	9,993円
純資産総額	91.2億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2021年２月	0円
2020年11月	0円
2020年８月	0円
2020年５月	0円
2020年２月	435円
2019年11月	483円
直近1年間累計	0円
設定来累計	2,242円

•分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

資産構成	比率
MUAM 外国株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)	16.5%
MUAM インデックスファンドTOPIXi(適格機関投資家限定)	16.1%
日本株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	16.0%
MUAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	9.2%
先進国株式クオリティ・インデックスファンド(適格機関投資家限定)	8.3%
先進国株式最小分散インデックスファンド(適格機関投資家限定)	8.1%
その他	24.2%
コールローン他 (負債控除後)	1.6%
合計	100.0%

•比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■ 年間収益率の推移

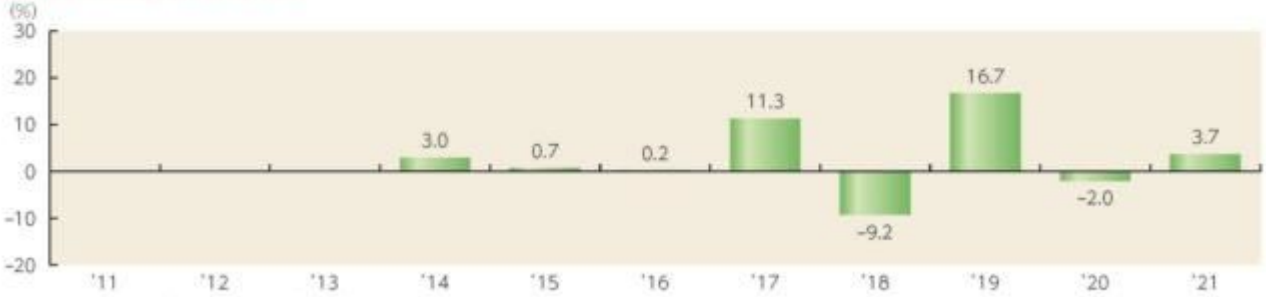

•収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
•2014年は設定日から年末までの、2021年は年初から2月26日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。
ただし、以下の日は申込みができません。
　ロンドン証券取引所の休業日
　ロンドンの銀行の休業日
　ニューヨーク証券取引所の休業日
　ニューヨークの銀行の休業日
取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位
販売会社が定める単位
また、確定拠出年金制度を利用して取得申込みを行う場合は、１円単位とします。

③申込価額
取得申込受付日の翌々営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度
原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法
申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。
また、下記においてもご照会いただけます。
　三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
　お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
　（受付時間：営業日の9:00～17:00）
なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。
　ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑥申込手数料
ありません。

⑦申込方法
取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。
取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。
なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間
取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

⑩その他

・各ファンド間でスイッチング*による取得申込みが可能です。その場合の取得申込みに関する取扱いも同様です。
＊　スイッチングとは、ファンドを換金した受取金額をもって当該換金の請求日に別のファンドの取得申込みを行うことをいいます。
なお、スイッチングにより換金をする場合、解約金の利益に対して税金がかかります。
また、販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。
くわしくは販売会社にご確認ください。
・確定拠出年金制度を利用して取得申込みを行う場合は、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。また、確定拠出年金制度を利用して取得申込みを行う場合は、「分配金受取コース」の取扱いはありません。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付
原則として、いつでも解約の請求ができます。
ただし、以下の日は解約の請求ができません。
ロンドン証券取引所の休業日
ロンドンの銀行の休業日
ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日
受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位
販売会社が定める単位

③解約価額
解約請求受付日の翌々営業日の基準価額

④信託財産留保額
ありません。

⑤解約価額の算出頻度
原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法
解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑦支払開始日
解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して８営業日目から販売会社において支払いま

す。

⑧解約請求受付時間
解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。
ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として１日１件５億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

⑩その他
・スイッチングによる換金についても同様とします。くわしくは販売会社にご確認ください。なお、スイッチングにより換金をする場合も、解約金の利益に対して税金がかかります。
・確定拠出年金制度の加入者の換金は、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出方法
基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数
なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。
「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。
（資産の評価方法）
・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券
原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
・転換社債／転換社債型新株予約権付社債
原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。
・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。
残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド
計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）
原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産
原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引
原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引
原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度
原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法
基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2024年11月13日まで（2014年11月14日設定）
ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎年２月14日から５月13日まで、５月14日から８月13日まで、８月14日から11月13日まで、および11月14日から翌年２月13日まで
ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

・各ファンドの受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の１または10億口を下ることとなった場合
・信託期間中において、各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思

表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、６ヵ月毎（毎年２月および８月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。
償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。
ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。
くわしくは「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」を参照してください。

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　四半期決算ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当期（令和 2年 8月14日から令和 3年 2月15日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【スマート・クオリティ・オープン（安定型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 令和 2年 8月13日現在 ］	当期 ［ 令和 3年 2月15日現在 ］
資産の部		
流動資産		
預金	32,450	15,738,531
コール・ローン	1,798,576,763	1,795,319,768
投資信託受益証券	79,209,409,350	80,039,393,700
投資証券	2,542,048,580	2,696,150,286
未収入金	303,317,743	-
流動資産合計	83,853,384,886	84,546,602,285
資産合計	83,853,384,886	84,546,602,285
負債の部		
流動負債		
未払解約金	58,481,597	288,724,410
未払受託者報酬	6,856,955	7,132,842
未払委託者報酬	290,277,820	301,957,115
未払利息	1,096	335
その他未払費用	2,200,000	2,200,000
流動負債合計	357,817,468	600,014,702
負債合計	357,817,468	600,014,702
純資産の部		
元本等		
元本	88,991,579,200	86,080,475,721
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,496,011,782	△2,133,888,138
（分配準備積立金）	211,220,556	240,670,247
元本等合計	83,495,567,418	83,946,587,583
純資産合計	83,495,567,418	83,946,587,583
負債純資産合計	83,853,384,886	84,546,602,285

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　令和 2年 2月14日 至　令和 2年 8月13日	当期 自　令和 2年 8月14日 至　令和 3年 2月15日
営業収益		
受取配当金	77,815,241	58,840,020
受取利息	19,740	1,593
有価証券売買等損益	△4,903,297,459	3,834,272,952
為替差損益	△23,613,189	△37,804,502
営業収益合計	△4,849,075,667	3,855,310,063
営業費用		
支払利息	510,541	230,790
受託者報酬	13,585,770	14,073,095
委託者報酬	575,130,944	595,761,211
その他費用	4,459,938	4,518,391
営業費用合計	593,687,193	614,583,487
営業利益又は営業損失（△）	△5,442,762,860	3,240,726,576
経常利益又は経常損失（△）	△5,442,762,860	3,240,726,576
当期純利益又は当期純損失（△）	△5,442,762,860	3,240,726,576
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△75,542,624	41,721,155
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,608,940	△5,496,011,782
剰余金増加額又は欠損金減少額	108,576,507	371,759,305
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	108,576,507	371,759,305
剰余金減少額又は欠損金増加額	240,976,993	208,641,082
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	240,976,993	208,641,082
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,496,011,782	△2,133,888,138

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。 ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年2月13日および8月13日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 8月14日から令和 3年 2月15日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 2年 8月13日現在]	当期 [令和 3年 2月15日現在]
１． 期首元本額	86,333,869,609円	88,991,579,200円
期中追加設定元本額	5,689,442,488円	4,129,816,274円
期中一部解約元本額	3,031,732,897円	7,040,919,753円
２． 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	5,496,011,782円	2,133,888,138円
３． 受益権の総数	88,991,579,200口	86,080,475,721口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 2年 2月14日 至 令和 2年 8月13日	当期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 2月15日
１.分配金の計算過程 第22期 令和 2年 2月14日 令和 2年 5月13日	１.分配金の計算過程 第24期 令和 2年 8月14日 令和 2年11月13日

前期

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	一円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円

当期

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	41,556,059円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円

前期
自 令和 2年 2月14日
至 令和 2年 8月13日

収益調整金額	C	315,057,412円
分配準備積立金額	D	199,717,966円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	514,775,378円
当ファンドの期末残存口数	F	88,532,645,051口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	58円
1万口当たり分配金額	H	一円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	一円

第23期
令和 2年 5月14日
令和 2年 8月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,516,624円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	320,739,801円
分配準備積立金額	D	196,703,932円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	531,960,357円
当ファンドの期末残存口数	F	88,991,579,200口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	59円
1万口当たり分配金額	H	一円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	一円

当期
自 令和 2年 8月14日
至 令和 3年 2月15日

収益調整金額	C	323,839,577円
分配準備積立金額	D	204,888,832円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	570,284,468円
当ファンドの期末残存口数	F	88,446,045,892口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	64円
1万口当たり分配金額	H	一円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	一円

第25期
令和 2年11月14日
令和 3年 2月15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,182,535円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	320,543,897円
分配準備積立金額	D	234,487,712円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	561,214,144円
当ファンドの期末残存口数	F	86,080,475,721口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	65円
1万口当たり分配金額	H	一円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	一円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年 2月14日 至 令和 2年 8月13日	当期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 2月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

区分	前期 自 令和 2年 2月14日 至 令和 2年 8月13日	当期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 2月15日
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［令和 2年 8月13日現在］	当期 ［令和 3年 2月15日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	（1）有価証券 同左
	（2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	（2）デリバティブ取引 同左
	（3）上記以外の金融商品	（3）上記以外の金融商品

区分	前期 ［令和 2年 8月13日現在］	当期 ［令和 3年 2月15日現在］
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	前期 ［令和 2年 8月13日現在］	当期 ［令和 3年 2月15日現在］
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	1,650,735,165	1,931,339,814
投資証券	175,744,023	216,752,567
合計	1,826,479,188	2,148,092,381

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 ［令和 2年 8月13日現在］	当期 ［令和 3年 2月15日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9382円 (9,382円)	0.9752円 (9,752円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	ＭＵＡＭ 外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	2,737,703,370	6,552,145,475	
		ＭＵＡＭ インデックスファンドＴＯＰＩＸｉ（適格機関投資家限定）	3,810,588,974	6,426,177,245	
		国内物価連動国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	10,430,443,740	10,051,818,632	
		ＭＵＫＡＭ 日本超長期国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	12,912,229,888	12,901,900,104	
		日本株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	4,547,687,197	6,299,456,305	
		先進国株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	2,252,374,445	3,302,881,886	
		先進国株式クオリティ・インデックスファンド（適格機関投資家限定）	2,173,612,103	3,256,070,930	
		国内リートインデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	983,225,180	1,342,987,273	
		ＭＵＡＭ 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	23,145,699,241	28,823,339,264	
		ＭＵＡＭ 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	744,322,163	1,082,616,586	
円合計			63,737,886,301	80,039,393,700	
アメリカドル	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	477,706	11,937,872.94	
		ISHARES JPM USD EM BND USD A	1,181,500	7,112,630.00	
		ISHARES MSCI EMERGING MARKET	59,836	3,458,520.80	
		ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	48,267	3,139,285.68	
アメリカドル合計			1,767,309	25,648,309.42 (2,696,150,286)	
合計				82,735,543,986 (2,696,150,286)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。
(注2)合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券　4銘柄	100.00%	3.26%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【スマート・クオリティ・オープン（安定成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 令和 2年 8月13日現在 ］	当期 ［ 令和 3年 2月15日現在 ］
資産の部		
流動資産		
預金	34,733	6,340,072
コール・ローン	329,241,173	808,333,735
投資信託受益証券	17,026,857,892	17,252,997,380
投資証券	970,750,995	1,091,029,136
未収入金	102,345,000	127,353,793
流動資産合計	18,429,229,793	19,286,054,116
資産合計	18,429,229,793	19,286,054,116
負債の部		
流動負債		
未払解約金	27,628,003	74,708,821
未払受託者報酬	1,495,180	1,595,269
未払委託者報酬	68,279,937	72,850,546
未払利息	200	151
その他未払費用	498,359	531,724
流動負債合計	97,901,679	149,686,511
負債合計	97,901,679	149,686,511
純資産の部		
元本等		
元本	19,786,784,059	19,326,991,099
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,455,455,945	△190,623,494
（分配準備積立金）	130,635,926	136,543,116
元本等合計	18,331,328,114	19,136,367,605
純資産合計	18,331,328,114	19,136,367,605
負債純資産合計	18,429,229,793	19,286,054,116

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　令和 2年 2月14日 至　令和 2年 8月13日	当期 自　令和 2年 8月14日 至　令和 3年 2月15日
営業収益		
受取配当金	28,548,147	20,652,496
受取利息	7,105	480
有価証券売買等損益	△1,314,118,677	1,386,106,236
為替差損益	△12,394,585	△13,949,161
営業収益合計	△1,297,958,010	1,392,810,051
営業費用		
支払利息	113,393	60,624
受託者報酬	2,939,664	3,122,547
委託者報酬	134,244,693	142,596,205
その他費用	1,011,613	1,092,331
営業費用合計	138,309,363	146,871,707
営業利益又は営業損失（△）	△1,436,267,373	1,245,938,344
経常利益又は経常損失（△）	△1,436,267,373	1,245,938,344
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,436,267,373	1,245,938,344
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△39,697,148	14,538,898
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△676,285	△1,455,455,945
剰余金増加額又は欠損金減少額	52,767,966	104,578,779
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	52,767,966	104,578,779
剰余金減少額又は欠損金増加額	110,977,401	71,145,774
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	110,977,401	71,145,774
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,455,455,945	△190,623,494

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。 ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年2月13日および8月13日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 8月14日から令和 3年 2月15日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 2年 8月13日現在]	当期 [令和 3年 2月15日現在]
１． 期首元本額	19,209,408,742円	19,786,784,059円
期中追加設定元本額	1,687,807,588円	1,313,245,366円
期中一部解約元本額	1,110,432,271円	1,773,038,326円
２． 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,455,455,945円	190,623,494円
３． 受益権の総数	19,786,784,059口	19,326,991,099口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 2年 2月14日 至 令和 2年 8月13日	当期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 2月15日
１.分配金の計算過程 第22期 令和 2年 2月14日 令和 2年 5月13日	１.分配金の計算過程 第24期 令和 2年 8月14日 令和 2年11月13日

前期

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	一円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円

当期

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,133,388円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円

前期
自 令和 2年 2月14日
至 令和 2年 8月13日

収益調整金額	C	199,592,790円
分配準備積立金額	D	127,715,919円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	327,308,709円
当ファンドの期末残存口数	F	19,670,161,582口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	166円
1万口当たり分配金額	H	―円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―円

第23期
令和 2年 5月14日
令和 2年 8月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,972,149円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	204,585,518円
分配準備積立金額	D	124,663,777円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	335,221,444円
当ファンドの期末残存口数	F	19,786,784,059口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	169円
1万口当たり分配金額	H	―円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―円

当期
自 令和 2年 8月14日
至 令和 3年 2月15日

収益調整金額	C	208,301,359円
分配準備積立金額	D	126,006,020円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	349,440,767円
当ファンドの期末残存口数	F	19,731,347,814口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	177円
1万口当たり分配金額	H	―円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―円

第25期
令和 2年11月14日
令和 3年 2月15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,879,448円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	208,616,017円
分配準備積立金額	D	133,663,668円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	345,159,133円
当ファンドの期末残存口数	F	19,326,991,099口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	178円
1万口当たり分配金額	H	―円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年 2月14日 至 令和 2年 8月13日	当期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 2月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

区分	前期 自 令和 2年 2月14日 至 令和 2年 8月13日	当期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 2月15日
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［令和 2年 8月13日現在］	当期 ［令和 3年 2月15日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	（1）有価証券 同左
	（2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	（2）デリバティブ取引 同左
	（3）上記以外の金融商品	（3）上記以外の金融商品

区分	前期 ［令和 2年 8月13日現在］	当期 ［令和 3年 2月15日現在］
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	前期 ［令和 2年 8月13日現在］	当期 ［令和 3年 2月15日現在］
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	669,560,524	710,389,025
投資証券	67,835,635	88,548,432
合計	737,396,159	798,937,457

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 ［令和 2年 8月13日現在］	当期 ［令和 3年 2月15日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9264円 (9,264円)	0.9901円 (9,901円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	ＭＵＡＭ 外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	952,249,324	2,279,018,307	
		ＭＵＡＭ インデックスファンドＴＯＰＩＸｉ（適格機関投資家限定）	1,288,953,113	2,173,690,529	
		国内物価連動国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	1,546,919,576	1,490,766,395	
		ＭＵＫＡＭ 日本超長期国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	1,765,273,086	1,763,860,867	
		日本株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	1,611,487,536	2,232,232,534	
		先進国株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	760,420,533	1,115,080,669	
		先進国株式クオリティ・インデックスファンド（適格機関投資家限定）	775,997,517	1,162,444,280	
		国内リートインデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	494,842,866	675,905,870	
		先進国リートインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	60,069,773	66,473,210	
		ＭＵＡＭ 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	3,286,934,755	4,093,219,850	
		ＭＵＡＭ 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	137,713,901	200,304,869	
円合計			12,680,861,980	17,252,997,380	
アメリカドル	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	187,063	4,674,704.37	
		ISHARES JPM USD EM BND USD A	467,500	2,814,350.00	
		ISHARES MSCI EMERGING MARKET	25,857	1,494,534.60	
		ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	21,453	1,395,303.12	
アメリカドル合計			701,873	10,378,892.09 (1,091,029,136)	
合計				18,344,026,516 (1,091,029,136)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	投資証券　4銘柄	100.00%	5.95%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【スマート・クオリティ・オープン（成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 令和 2年 8月13日現在 ］	当期 ［ 令和 3年 2月15日現在 ］
資産の部		
流動資産		
預金	61,378	3,599,215
コール・ローン	191,401,896	617,282,240
投資信託受益証券	8,146,722,991	7,924,937,897
投資証券	668,089,364	758,761,963
未収入金	53,207,860	-
流動資産合計	9,059,483,489	9,304,581,315
資産合計	9,059,483,489	9,304,581,315
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,497,493	35,166,275
未払受託者報酬	722,465	769,100
未払委託者報酬	35,400,862	37,685,979
未払利息	116	115
その他未払費用	240,792	256,336
流動負債合計	44,861,728	73,877,805
負債合計	44,861,728	73,877,805
純資産の部		
元本等		
元本	9,965,641,692	9,231,624,172
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△951,019,931	△920,662
（分配準備積立金）	106,303,766	246,709,501
元本等合計	9,014,621,761	9,230,703,510
純資産合計	9,014,621,761	9,230,703,510
負債純資産合計	9,059,483,489	9,304,581,315

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　令和 2年 2月14日 至　令和 2年 8月13日	当期 自　令和 2年 8月14日 至　令和 3年 2月15日
営業収益		
受取配当金	19,606,223	14,602,103
受取利息	4,107	204
有価証券売買等損益	△820,904,220	977,716,851
為替差損益	△9,353,263	△9,497,736
営業収益合計	△810,647,153	982,821,422
営業費用		
支払利息	65,054	29,019
受託者報酬	1,401,793	1,510,731
委託者報酬	68,687,945	74,026,074
その他費用	493,133	542,220
営業費用合計	70,647,925	76,108,044
営業利益又は営業損失（△）	△881,295,078	906,713,378
経常利益又は経常損失（△）	△881,295,078	906,713,378
当期純利益又は当期純損失（△）	△881,295,078	906,713,378
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△22,988,403	14,611,720
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△393,666	△951,019,931
剰余金増加額又は欠損金減少額	45,703,970	106,303,268
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	45,703,970	106,303,268
剰余金減少額又は欠損金増加額	138,023,560	48,305,657
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	138,023,560	48,305,657
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△951,019,931	△920,662

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。 ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年2月13日および8月13日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 8月14日から令和 3年 2月15日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 2年 8月13日現在]	当期 [令和 3年 2月15日現在]
１． 期首元本額	9,148,355,294円	9,965,641,692円
期中追加設定元本額	1,399,651,504円	702,403,205円
期中一部解約元本額	582,365,106円	1,436,420,725円
２． 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	951,019,931円	920,662円
３． 受益権の総数	9,965,641,692口	9,231,624,172口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 2年 2月14日 至 令和 2年 8月13日	当期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 2月15日
１.分配金の計算過程 第22期 令和 2年 2月14日 令和 2年 5月13日	１.分配金の計算過程 第24期 令和 2年 8月14日 令和 2年11月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	一円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,995,232円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円

前期
自 令和 2年 2月14日
至 令和 2年 8月13日

収益調整金額	C	201,932,385円
分配準備積立金額	D	105,255,690円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	307,188,075円
当ファンドの期末残存口数	F	9,783,542,852口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	313円
1万口当たり分配金額	H	―円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―円

第23期
令和 2年 5月14日
令和 2年 8月13日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,186,127円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	210,787,945円
分配準備積立金額	D	102,117,639円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	317,091,711円
当ファンドの期末残存口数	F	9,965,641,692口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	318円
1万口当たり分配金額	H	―円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―円

当期
自 令和 2年 8月14日
至 令和 3年 2月15日

収益調整金額	C	210,114,786円
分配準備積立金額	D	99,995,393円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	321,105,411円
当ファンドの期末残存口数	F	9,744,998,399口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	329円
1万口当たり分配金額	H	―円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―円

第25期
令和 2年11月14日
令和 3年 2月15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,203,295円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	142,897,185円
収益調整金額	C	202,580,345円
分配準備積立金額	D	101,609,021円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	449,289,846円
当ファンドの期末残存口数	F	9,231,624,172口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	486円
1万口当たり分配金額	H	―円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―円

（金融商品に関する注記）
1　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年 2月14日 至 令和 2年 8月13日	当期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 2月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

区分	前期 自 令和 2年 2月14日 至 令和 2年 8月13日	当期 自 令和 2年 8月14日 至 令和 3年 2月15日
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［令和 2年 8月13日現在］	当期 ［令和 3年 2月15日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	（1）有価証券 同左
	（2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	（2）デリバティブ取引 同左
	（3）上記以外の金融商品	（3）上記以外の金融商品

区分	前期 ［令和 2年 8月13日現在］	当期 ［令和 3年 2月15日現在］
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	前期 ［令和 2年 8月13日現在］	当期 ［令和 3年 2月15日現在］
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	515,507,948	502,764,254
投資証券	46,546,292	60,524,929
合計	562,054,240	563,289,183

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 ［令和 2年 8月13日現在］	当期 ［令和 3年 2月15日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9046円 (9,046円)	0.9999円 (9,999円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	ＭＵＡＭ 外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	632,027,684	1,512,631,856	
		ＭＵＡＭ インデックスファンドＴＯＰＩＸｉ（適格機関投資家限定）	896,324,341	1,511,561,368	
		国内物価連動国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	218,877,095	210,931,856	
		ＭＵＫＡＭ 日本超長期国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	256,861,513	256,656,023	
		日本株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	1,071,659,548	1,484,462,805	
		先進国株式最小分散インデックスファンド（適格機関投資家限定）	505,688,880	741,542,173	
		先進国株式クオリティ・インデックスファンド（適格機関投資家限定）	501,569,969	751,351,813	
		国内リートインデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	425,664,582	581,415,252	
		先進国リートインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	114,889,313	127,136,513	
		ＭＵＡＭ 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	531,692,399	662,116,544	
		ＭＵＡＭ 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	58,529,869	85,131,694	
円合計			5,213,785,193	7,924,937,897	
アメリカドル	投資証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	118,635	2,964,688.65	
		ISHARES JPM USD EM BND USD A	349,000	2,100,980.00	
		ISHARES MSCI EMERGING MARKET	19,258	1,113,112.40	
		ISHARES MSCI EMG MKT MIN VOL	15,979	1,039,274.16	
アメリカドル合計			502,872	7,218,055.21 (758,761,963)	
合計				8,683,699,860 (758,761,963)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	投資証券　4銘柄	100.00%	8.74%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【スマート・クオリティ・オープン（安定型）】

【純資産額計算書】

令和 3年 2月26日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	83,512,117,037
Ⅱ　負債総額	311,263,459
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	83,200,853,578
Ⅳ　発行済口数	85,768,156,296口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9701
（10,000口当たり）	（9,701）

【スマート・クオリティ・オープン（安定成長型）】

【純資産額計算書】

令和 3年 2月26日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	19,097,475,650
Ⅱ　負債総額	56,566,159
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	19,040,909,491
Ⅳ　発行済口数	19,292,419,305口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9870
（10,000口当たり）	（9,870）

【スマート・クオリティ・オープン（成長型）】

【純資産額計算書】

令和 3年 2月26日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	9,160,994,095
Ⅱ　負債総額	39,397,408
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	9,121,596,687
Ⅳ　発行済口数	9,127,598,392口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9993
（10,000口当たり）	（9,993）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2021年2月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。
2021年 2月26日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本　数 （本）	純資産総額 （百万円）
追加型株式投資信託	877	16,102,922
追加型公社債投資信託	16	1,541,493
単位型株式投資信託	75	334,899
単位型公社債投資信託	38	176,313
合　計	1,006	18,155,626

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度に係る中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)

(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	53,969,686	※2	56,398,457
有価証券		1,403,513		1,960,318
前払費用		514,587		575,904
未収入金		2,284		14,559
未収委託者報酬		9,995,458		10,296,453
未収収益	※2	560,483	※2	638,994
金銭の信託	※2	100,000	※2	100,000
その他		153,256		254,330
流動資産合計		66,699,271		70,239,017
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	617,032	※1	584,048
器具備品	※1	665,247	※1	871,893
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		1,910,713		2,084,375
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,670,753		3,369,611
ソフトウェア仮勘定		536,345		1,374,932
無形固定資産合計		4,222,921		4,760,365
投資その他の資産				
投資有価証券		21,408,781		16,704,756
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	※1	824,268	※1	819,255
長期差入保証金		593,536		565,358
前払年金費用		415,234		375,031
繰延税金資産		1,496,180		1,912,824
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		25,079,767		20,718,993
固定資産合計		31,213,401		27,563,734
資産合計		97,912,673		97,802,752

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)		第35期 (令和2年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		293,258		687,565
未払金				
未払収益分配金		170,281		131,478
未払償還金		448,695		395,400
未払手数料	※2	3,990,054	※2	4,026,078
その他未払金	※2	3,961,765	※2	3,818,195
未払費用	※2	3,803,995	※2	4,402,578
未払消費税等		194,852		629,469
未払法人税等		573,657		617,341

賞与引当金	901,135	933,517
役員賞与引当金	140,100	124,590
その他	868,992	701,285
流動負債合計	15,346,788	16,467,499
固定負債		
長期未払金	43,200	32,400
退職給付引当金	860,851	1,010,401
役員退職慰労引当金	144,303	130,784
時効後支払損引当金	247,767	238,811
固定負債合計	1,296,122	1,412,398
負債合計	16,642,910	17,879,897
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,069,594	25,847,605
利益剰余金合計	33,410,184	33,188,194
株主資本合計	80,143,028	79,921,039

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,126,733	1,815
評価・換算差額等合計	1,126,733	1,815
純資産合計	81,269,762	79,922,854
負債純資産合計	97,912,673	97,802,752

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 （自　平成30年4月1日 至　平成31年3月31日）	第35期 （自　平成31年4月1日 至　令和2年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	70,375,414	67,967,489
投資顧問料	2,505,299	2,385,084
その他営業収益	18,844	16,085
営業収益合計	72,899,557	70,368,658

営業費用				
支払手数料	※2	28,533,952	※2	27,106,451
広告宣伝費		739,643		696,418
公告費		500		1,000
調査費				
調査費		1,794,755		1,857,271
委託調査費		12,194,996		11,579,175
事務委託費		1,016,816		847,769
営業雑経費				
通信費		170,794		153,731
印刷費		427,442		427,118
協会費		48,375		52,053
諸会費		16,175		15,990
事務機器関連費		1,841,631		1,953,926
営業費用合計		46,785,083		44,690,907
一般管理費				
給料				
役員報酬		349,083		331,987
給料・手当		6,453,717		6,611,427
賞与引当金繰入		901,135		933,517
役員賞与引当金繰入		140,100		124,590
福利厚生費		1,234,293		1,276,950
交際費		13,011		11,871
旅費交通費		200,426		165,891
租税公課		373,201		360,165
不動産賃借料		654,886		647,402
退職給付費用		428,912		422,919
役員退職慰労引当金繰入		51,159		48,183
固定資産減価償却費		1,252,321		1,307,555
諸経費		523,213		427,212
一般管理費合計		12,575,461		12,669,674
営業利益		13,539,012		13,008,076

（単位：千円）

	第34期 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）		第35期 （自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金		181,073		90,965
受取利息	※2	1,913	※2	4,169
投資有価証券償還益		416,706		585,179
収益分配金等時効完成分		44,392		101,734
受取賃貸料	※2	38,388	※2	65,808
その他		11,871		19,987
営業外収益合計		694,346		867,845
営業外費用				
投資有価証券償還損		118,173		96,379
時効後支払損引当金繰入		1,166		-
事務過誤費		420		3,483
賃貸関連費用		35,994		20,339
その他		1,481		1,920

営業外費用合計		157,235		122,122
経常利益		14,076,123		13,753,799
特別利益				
投資有価証券売却益		501,778		174,842
特別利益合計		501,778		174,842
特別損失				
投資有価証券売却損		135,399		75,963
投資有価証券評価損		62,310		163,865
固定資産除却損	※1	4,848	※1	8,832
固定資産売却損		225		435
システム関連費		322,986		-
商標使用料		90,000		-
特別損失合計		615,770		249,096
税引前当期純利益		13,962,130		13,679,545
法人税、住民税及び事業税	※2	4,420,179	※2	4,146,534
法人税等調整額		△100,112		79,824
法人税等合計		4,320,066		4,226,359
当期純利益		9,642,064		9,453,186

（３）【株主資本等変動計算書】

第34期（自　平成30年4月1日　至　平成31年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剰余金の配当							△11,363,380	△11,363,380	△11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	―	―	―	―	―	―	△1,721,316	△1,721,316	△1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			△11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△358,179	△358,179	△358,179
当期変動額合計	△358,179	△358,179	△2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

第35期（自　平成31年4月1日　至　令和2年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							
		資本剰余金			利益剰余金			
						その他利益剰余金		

	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							△9,675,175	△9,675,175	△9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△221,989	△221,989	△221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			△9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,124,917	△1,124,917	△1,124,917
当期変動額合計	△1,124,917	△1,124,917	△1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

[注記事項]

（重要な会計方針）

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　5年～50年
器具備品　2年～20年
投資不動産　3年～47年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金
役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
(4)退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。
(5)役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
(6)時効後支払損引当金
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(1)消費税等の会計処理
税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。
(2)連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用
令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

（未適用の会計基準等）
・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要
国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。
企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。
(2)適用予定日
令和4年3月期の期首から適用します。
(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

（貸借対照表関係）

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
建物	551,025千円	599,542千円
器具備品	1,350,407千円	1,408,613千円
投資不動産	138,024千円	145,391千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
預金	240,211千円	314,247千円
未収収益	25,307千円	15,773千円
金銭の信託	100,000千円	100,000千円
未払手数料	671,568千円	712,210千円
その他未払金	3,217,341千円	3,029,426千円
未払費用	444,754千円	432,019千円

（損益計算書関係）

※1.固定資産除却損の内訳

	第34期 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）	第35期 （自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
建物	2,547千円	―
器具備品	2,301千円	8,832千円

計	4,848千円	8,832千円

※2.関係会社に対する主な取引
区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）	第35期 （自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
支払手数料	5,298,064千円	5,234,629千円
受取利息	3千円	2千円
受取賃貸料	38,388千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,216,517千円	3,030,180千円

（株主資本等変動計算書関係）
第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度増加 株式数 （株）	当事業年度減少 株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	―	―	211,581
合計	211,581	―	―	211,581

2.配当に関する事項
(1)配当金支払額
平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 11,363,380千円
② １株当たり配当額 53,707円
③ 基準日 平成30年3月31日
④ 効力発生日 平成30年6月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 9,675,175千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 45,728円
④ 基準日 平成31年3月31日
⑤ 効力発生日 令和 元年6月27日

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度増加 株式数 （株）	当事業年度減少 株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	―	―	211,581
合計	211,581	―	―	211,581

2.配当に関する事項
(1)配当金支払額
令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 9,675,175千円
② １株当たり配当額 45,728円
③ 基準日 平成31年3月31日
④ 効力発生日 令和 元年6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	9,457,670千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	１株当たり配当額	44,700円
④	基準日	令和2年3月31日
⑤	効力発生日	令和2年6月29日

（リース取引関係）

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第34期 （平成31年3月31日現在）	第35期 （令和2年3月31日現在）
1年内	675,956千円	675,956千円
1年超	675,956千円	―
合計	1,351,912千円	675,956千円

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

第34期(平成31年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)	現金及び預金	53,969,686	53,969,686	―
(2)	有価証券	1,403,513	1,403,513	―
(3)	未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	―
(4)	投資有価証券	21,353,421	21,353,421	―
	資産計	86,722,080	86,722,080	―
(1)	未払手数料	3,990,054	3,990,054	―
	負債計	3,990,054	3,990,054	―

第35期(令和2年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)	現金及び預金	56,398,457	56,398,457	―
(2)	有価証券	1,960,318	1,960,318	―
(3)	未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	―
(4)	投資有価証券	16,673,396	16,673,396	―
	資産計	85,328,625	85,328,625	―

(1)　未払手数料	4,026,078	4,026,078	―
負債計	4,026,078	4,026,078	―

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負　債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
非上場株式	55,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(平成31年3月31日現在)　（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	―	―	―
未収委託者報酬	9,995,458	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

第35期(令和2年3月31日現在)　（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	―	―	―
未収委託者報酬	10,296,453	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,655,228	5,652,257	4,813,929	27,375

（有価証券関係）

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千

円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2.その他有価証券

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	8,012,389	8,573,551	△561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	△561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	8,774,369	9,937,087	△1,162,718
	小計	8,774,369	9,937,087	△1,162,718
合計		18,633,714	18,631,098	2,616

3.売却したその他有価証券

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	140,240	58,440	―
債券	―	―	―
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	8,940	―	15,060
債券	―	―	―
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について62,310千円（その他有価証券のその他62,310千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）	第35期 （自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
退職給付債務の期首残高	3,729,252 千円	3,712,289 千円
勤務費用	193,531	204,225
利息費用	24,351	17,557
数理計算上の差異の発生額	△15,898	△52,430
退職給付の支払額	△218,947	△162,904
過去勤務費用の発生額	―	―
退職給付債務の期末残高	3,712,289	3,718,736

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）	第35期 （自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
年金資産の期首残高	2,723,393 千円	2,666,937 千円
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の発生額	△4,606	△164,633
事業主からの拠出額	102,564	51,282
退職給付の支払額	△203,077	△140,518
年金資産の期末残高	2,666,937	2,460,824

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,125,760 千円	2,969,807 千円
年金資産	△2,666,937	△2,460,824
	458,822	508,982
非積立型制度の退職給付債務	586,529	748,929
未積立退職給付債務	1,045,351	1,257,911
未認識数理計算上の差異	△ 114,968	△203,136
未認識過去勤務費用	△ 484,766	△419,405
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	445,616	635,370
退職給付引当金	860,851	1,010,401
前払年金費用	△415,234	△375,031
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	445,616	635,370

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第34期 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）	第35期 （自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
勤務費用	193,531 千円	204,225 千円

利息費用	24,351	17,557
期待運用収益	△48,664	△47,757
数理計算上の差異の費用処理額	43,633	24,035
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	5,986	6,427
確定給付制度に係る退職給付費用	284,199	269,848

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
債券	63.9　%	64.7　%
株式	33.2	32.3
その他	2.9	3.0
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
割引率	0.035～0.49%	0.095～0.52%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度144,712千円、当事業年度153,070千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	436,050千円	427,046千円
投資有価証券評価損	223,821	226,322
未払事業税	109,109	117,461
賞与引当金	275,927	285,842
役員賞与引当金	19,428	19,703
役員退職慰労引当金	44,185	40,046
退職給付引当金	263,592	309,384
減価償却超過額	157,741	96,767
委託者報酬	264,398	213,044
長期差入保証金	31,721	40,180
時効後支払損引当金	75,866	73,124
連結納税適用による時価評価	148,858	57,656
その他	71,320	123,248
繰延税金資産　小計	2,122,023	2,029,829

評価性引当額	―	―
繰延税金資産　合計	2,122,023	2,029,829
繰延税金負債		
前払年金費用	△127,144	△114,834
連結納税適用による時価評価	△1,320	△1,260
その他有価証券評価差額金	△497,269	△801
その他	△108	△109
繰延税金負債　合計	△625,842	△117,005
繰延税金資産の純額	1,496,180	1,912,824

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第34期（平成31年3月31日現在）及び第35期（令和2年3月31日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）
[セグメント情報]
第34期（自　平成30年4月1日　至　平成31年3月31日）及び第35期（自　平成31年4月1日　至　令和2年3月31日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]
第34期（自　平成30年4月1日　至　平成31年3月31日）及び第35期（自　平成31年4月1日　至　令和2年3月31日）
1.製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報
（1）営業収益
投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。
（2）有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報
投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)
1.関連当事者との取引
(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等
第34期（自　平成30年4月1日　至　平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払（注1）	3,216,517千円	その他未払金	3,217,341千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2）	5,298,064千円	未払手数料	671,568千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料（注3）	695,834千円	未払費用	365,510千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払（注1）	3,030,180千円	その他未払金	3,029,426千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2）	5,234,629千円	未払手数料	712,210千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料（注3）	583,270千円	未払費用	302,681千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

２．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

３．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

４．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）

同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし（注1）	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2）	4,629,670千円	未払手数料	734,633千円
						取引銀行	コーラブル預金の預入（注3）	20,000,000千円	現金及び預金	20,000,000千円
							コーラブル預金に係る受取利息（注3）	1,578千円	未収収益	1,578千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2）	6,152,016千円	未払手数料	962,840千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2）	4,073,855千円	未払手数料	697,109千円
						取引銀行	コーラブル預金の払戻（注3）	20,000,000千円		
							コーラブル預金の預入（注3）	20,000,000千円	現金及び預金	20,000,000千円
							コーラブル預金に係る受取利息（注3）	4,126千円	未収収益	997千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2）	5,714,501千円	未払手数料	944,351千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．㈱三菱UFJ銀行は、平成30年４月２日付で、保有する当社株式のすべてを㈱三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、㈱三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。
なお、㈱三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行㈱に対して承継させております。

２．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

３．預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
４．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第34期 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）	第35期 （自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
１株当たり純資産額	384,107.08円	377,741.17円
１株当たり当期純利益金額	45,571.50円	44,678.80円

（注）1．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）	第35期 （自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
当期純利益金額　（千円）	9,642,064	9,453,186
普通株主に帰属しない金額　（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186
普通株式の期中平均株式数　（株）	211,581	211,581

中間財務諸表
(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		51,757,620
有価証券		47,281
前払費用		533,748
未収入金		22,328
未収委託者報酬		11,205,707
未収収益		1,109,882
金銭の信託		200,000
その他		216,914
流動資産合計		65,093,483
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	561,961
器具備品	※1	1,130,570
土地		628,433
有形固定資産合計		2,320,965
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		3,039,396

ソフトウェア仮勘定		2,003,918
無形固定資産合計		5,059,137
投資その他の資産		
投資有価証券		17,150,138
関係会社株式		320,136
投資不動産	※1	817,921
長期差入保証金		552,888
前払年金費用		316,933
繰延税金資産		1,088,156
その他		45,230
貸倒引当金		△23,600
投資その他の資産合計		20,267,805
固定資産合計		27,647,907
資産合計		92,741,391

(単位：千円)

	第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)	
(負債の部)		
流動負債		
預り金		326,091
未払金		
未払収益分配金		158,732
未払償還金		133,877
未払手数料		4,401,647
その他未払金		2,173,325
未払費用		4,669,476
未払消費税等	※2	507,145
未払法人税等		523,722
賞与引当金		895,400
役員賞与引当金		76,200
その他		699,988
流動負債合計		14,565,607
固定負債		
長期未払金		21,600
退職給付引当金		1,075,559
役員退職慰労引当金		133,578
時効後支払損引当金		248,354
固定負債合計		1,479,092
負債合計		16,044,700
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712
利益剰余金		
利益準備金		342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		20,902,380
利益剰余金合計		28,242,970
株主資本合計		74,975,814

(単位：千円)

	第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,720,876
評価・換算差額等合計	1,720,876
純資産合計	76,696,691
負債純資産合計	92,741,391

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第36期中間会計期間 （自　令和2年4月1日 至　令和2年9月30日）
営業収益		
委託者報酬		32,500,161
投資顧問料		1,178,818
その他営業収益		6,615
営業収益合計		33,685,595
営業費用		
支払手数料		12,792,753
広告宣伝費		275,488
公告費		250
調査費		
調査費		1,005,823
委託調査費		5,663,034
事務委託費		344,079
営業雑経費		
通信費		208,539
印刷費		182,427
協会費		26,229
諸会費		8,309
事務機器関連費		917,566
その他営業雑経費		126
営業費用合計		21,424,626
一般管理費		
給料		
役員報酬		171,181
給料・手当		2,786,316
賞与引当金繰入		895,400
役員賞与引当金繰入		76,200
福利厚生費		625,724
交際費		1,235
旅費交通費		10,767
租税公課		186,405
不動産賃借料		327,689
退職給付費用		229,835
役員退職慰労引当金繰入		11,763
固定資産減価償却費	※1	643,956
諸経費		188,448
一般管理費合計		6,154,923
営業利益		6,106,045

(単位：千円)

	第36期中間会計期間 （自　令和2年4月1日 至　令和2年9月30日）
営業外収益	
受取配当金	17,539
受取利息	2,089
投資有価証券償還益	24,505
収益分配金等時効完成分	275,165
受取賃貸料	32,904
その他	9,312
営業外収益合計	361,516
営業外費用	
投資有価証券償還損	37,772
時効後支払損引当金繰入	13,892
賃貸関連費用	※1　6,562
その他	2,149
営業外費用合計	60,377
経常利益	6,407,184
特別利益	
投資有価証券売却益	157,075
特別利益合計	157,075
特別損失	
投資有価証券売却損	37,339
特別損失合計	37,339
税引前中間純利益	6,526,919
法人税、住民税及び事業税	1,948,492
法人税等調整額	65,981
法人税等合計	2,014,473
中間純利益	4,512,445

(3)中間株主資本等変動計算書

第36期中間会計期間（自　令和2年4月1日　至　令和2年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当中間期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
中間純利益							4,512,445	4,512,445	4,512,445
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△4,945,224	△4,945,224	△4,945,224
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	20,902,380	28,242,970	74,975,814

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当中間期変動額			

剰余金の配当			△9,457,670
中間純利益			4,512,445
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,719,061	1,719,061	1,719,061
当中間期変動額合計	1,719,061	1,719,061	△3,226,163
当中間期末残高	1,720,876	1,720,876	76,696,691

[重要な会計方針]

1．　有価証券の評価基準及び評価方法

(1)　子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)　その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．　固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　5年～50年
器具備品　　2年～20年
投資不動産　　3年～47年

(2)　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3．　引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)　賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)　役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)　役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しておりま

す。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

※1 減価償却累計額

	第36期中間会計期間 （令和2年9月30日現在）
建物	621,629千円
器具備品	1,475,730千円
投資不動産	148,595千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

※1 減価償却実施額

	第36期中間会計期間 （自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）
有形固定資産	83,458千円
無形固定資産	560,498千円
投資不動産	3,204千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 （株）	当中間会計期間 増加株式数 （株）	当中間会計期間 減少株式数 （株）	当中間会計期間末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	－	－	211,581
合計	211,581	－	－	211,581

2．　配当に関する事項

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	9,457,670千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	１株当たり配当額	44,700円
④	基準日	令和2年3月31日
⑤	効力発生日	令和2年6月29日

（リース取引関係）

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	337,978千円
1年超	―
合　　計	337,978千円

（金融商品関係）

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

令和2年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)　　現金及び預金	51,757,620	51,757,620	―
(2)　　有価証券	47,281	47,281	―
(3)　　未収委託者報酬	11,205,707	11,205,707	―
(4)　　投資有価証券	17,118,778	17,118,778	―
資産計	80,129,387	80,129,387	―
(1)　　未払手数料	4,401,647	4,401,647	―
負債計	4,401,647	4,401,647	―

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負　債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、

異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）
第36期中間会計期間（令和2年9月30日現在）
1．　子会社株式及び関連会社株式
　子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額　関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2．　その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	14,690,037	11,992,800	2,697,236
	小　計	14,690,037	11,992,800	2,697,236
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	2,476,022	2,692,895	△216,872
	小　計	2,476,022	2,692,895	△216,872
合　計		17,166,060	14,685,695	2,480,364

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）
[セグメント情報]
第36期中間会計期間（自　令和2年4月1日　至　令和2年9月30日）
　当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]
第36期中間会計期間（自　令和2年4月1日　至　令和2年9月30日）
1．　製品及びサービスごとの情報
　単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．　地域ごとの情報
（1）営業収益
　投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。
（2）有形固定資産
　本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．　主要な顧客ごとの情報
　投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）
　1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期中間会計期間（令和2年9月30日現在）
1株当たり純資産額	362,493.28円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	76,696,691
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	76,696,691
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数（株）	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期中間会計期間 （自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）
1株当たり中間純利益金額	21,327.27円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	4,512,445
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	4,512,445
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581

(注)潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

①定款の変更等
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

①名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

②資本金の額：324,279百万円（2020年９月末現在）

③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

①名称	②資本金の額 （2020年９月末現在）	③事業の内容
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社群馬銀行	48,652　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社第四北越銀行	32,776　百万円	銀行業務を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社百五銀行	20,000　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社南都銀行	37,924　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社中国銀行	15,149　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十八親和銀行	36,800　百万円 （2020年10月１日現在）	銀行業務を営んでいます。
株式会社鹿児島銀行	18,130　百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279　百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社熊本銀行	33,847　百万円	銀行業務を営んでいます。
ａｕカブコム証券株式会社	7,196　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
おきぎん証券株式会社	850　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
九州ＦＧ証券株式会社	3,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ぐんぎん証券株式会社	3,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
百五証券株式会社	3,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2021年2月末現在）
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。
（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年 8月31日	臨時報告書
2020年11月12日	有価証券届出書
2020年11月12日	有価証券報告書
2020年11月30日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員　業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃	印
指定有限責任社員　業務執行社員	公認会計士	伊	藤	鉄	也	印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

令和３年３月24日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和田　渉　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスマート・クオリティ・オープン（安定型）の令和２年８月14日から令和３年２月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スマート・クオリティ・オープン（安定型）の令和３年２月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

令和３年３月24日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和田　渉　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスマート・クオリティ・オープン（安定成長型）の令和２年８月14日から令和３年２月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スマート・クオリティ・オープン（安定成長型）の令和３年２月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

令和３年３月24日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和田　渉　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスマート・クオリティ・オープン（成長型）の令和２年８月14日から令和３年２月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スマート・クオリティ・オープン（成長型）の令和３年２月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和2年11月30日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　青　木　裕　晃　印

指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　伊　藤　鉄　也　印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和2年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。